

本資料のうち、枠囲みの内容
は、機密事項に属しますので
公開できません。

柏崎刈羽原子力発電所第7号機 工事計画審査資料	
資料番号	KK7-025 改0
提出年月日	2020年4月16日

技術基準要求機器リストに関する説明書

2020年4月

東京電力ホールディングス株式会社

目次

1. 技術基準要求機器リスト（ヒアリング用） 1
2. 比較表（技術基準要求機器リスト） 20

1. 技術基準要求機器リスト（ヒアリング用）

申請対象設備					DB/SA	関連条文	基本設計方針 (リンク番号)	選定 フロー	性能・機能	明確にする必要がある仕様 (基本設計方針に記載する項目)	基本設計方針記載内容 (仕様を明確にする必要がある場合は、その仕様も記載する。)	記載資料名	備考
施設	系統	機器名											
原子炉冷却系統施設	— (低圧注水系)	原子炉格納容器 (サブレッシュンチャンバ)	SA	62	62条18	B	低圧注水系による原子炉の冷却	容量 個数	全交流電力遮断時により、残留熱除去系(低圧注水モード)が起動できない場合の重大事故等対応設備として、常設代替供給電源設備を使用し、残留熱除去系(低圧注水モード)である低圧注水設備の給水装置の操作手順を明確にする。また、低圧注水系による原子炉の冷却を目的として、低圧注水ポンプを原子炉冷却系の冷却水として使用する。本系統は、低圧注水ポンプを停止する場合においても、低圧注水系による原子炉の冷却を維持する。【62条】【63条53】 原子炉格納施設の設計条件に関する説明書	原子炉格納施設の運用			
原子炉冷却系統施設	— (残留熱除去系)	原子炉格納容器 (サブレッシュンチャンバ)	SA	63	63条49 63条53 63条58	B	残留熱除去系 原子炉の冷却 注水系による原子炉の冷却	容量 個数	重水炉事故時ににおいて、低圧注水系による原子炉の冷却を維持する。想定される重大事故等において、低圧注水設備を使用できる設計とする。低圧注水系による原子炉の冷却を目的として、低圧注水ポンプを原子炉冷却系の冷却水として使用する。本系統は、低圧注水ポンプを停止する場合においても、低圧注水系による原子炉の冷却を維持する。【62条】【63条53】 原子炉格納施設の設計条件に関する説明書	原子炉格納施設の運用			
原子炉冷却系統施設	— (高圧注水系)	原子炉格納容器 (サブレッシュンチャンバ)	SA	60	60条13	B	高圧注水系による原子炉の冷却	容量 個数	原子炉冷却材圧力パウンドリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備として、想定される重大事故等において、設計基準事故対応設備である高圧注水系が使用できる場合は重大事故等対応設備(設計基準拡張)として使用できる設計とする。【60条】 原子炉格納施設の設計条件に関する説明書	原子炉格納施設の運用			
原子炉冷却系統施設	— (原子炉隔離時冷却系)	E51-F004	SA	60	60条7	E	原子炉隔離時 冷却系による 原子炉の冷却	—	原子炉隔離時冷却系による原子炉の冷却は、企画実用電源及び常設代替電源系統が稼働しない場合においても、現用で原子炉隔離時冷却系投入弁(ES1-F004)、原子炉隔離時冷却系過酷事故時蒸気止め弁(ES1-F034)、原子炉隔離時冷却系ターピング止め弁(ES1-F037)、原子炉隔離時冷却系給水ポンプ(ES1-F052)、原子炉隔離時冷却系タクシタクシ位相差弁(ES1-F053)及び原子炉隔離時冷却系セベーラドレン弁(ES1-F051)を人力操作することにより起動し、蒸気ターピング装置ポンプにより低圧水貯蔵槽の水を原子炉の冷却水として供給する。また、原子炉隔離時冷却系は、常設代替電源設備及び原子炉隔離時冷却系の低圧ポンプ(ES1-F054)低圧時の冷却水の流量が整うまでの期間にたり、発電用原子炉の冷却を継続できる設計とする。なお、人力による措置は現用にハンドルを設置することで容易に行える設計とする。【60条】 原子炉格納施設の設計条件に関する説明書	原子炉格納施設の運用			
原子炉冷却系統施設	— (原子炉隔離時冷却系)	E51-F034	SA	60	60条7	E	原子炉隔離時 冷却系による 原子炉の冷却	—	同上	—	—		
原子炉冷却系統施設	— (原子炉隔離時冷却系)	E51-F037	SA	60	60条7	E	原子炉隔離時 冷却系による 原子炉の冷却	—	同上	—	—		
原子炉冷却系統施設	— (原子炉隔離時冷却系)	E51-F012	SA	60	60条7	E	原子炉隔離時 冷却系による 原子炉の冷却	—	同上	—	—		
原子炉冷却系統施設	— (原子炉隔離時冷却系)	E51-F052	SA	60	60条7	E	原子炉隔離時 冷却系による 原子炉の冷却	—	同上	—	—		
原子炉冷却系統施設	— (原子炉隔離時冷却系)	E51-F053	SA	60	60条7	E	原子炉隔離時 冷却系による 原子炉の冷却	—	同上	—	—		
原子炉冷却系統施設	— (原子炉隔離時冷却系)	E51-F055	SA	60	60条7	E	原子炉隔離時 冷却系による 原子炉の冷却	—	同上	—	—		
原子炉冷却系統施設	— (原子炉隔離時冷却系)	原子炉格納容器 (サブレッシュンチャンバ)	SA	60	60条16	B	原子炉隔離時 冷却系による 原子炉の冷却	容量 個数	原子炉冷却材圧力パウンドリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備として、想定される重大事故等において、設計基準事故対応設備である原子炉隔離時冷却系が使用できる場合は重大事故等対応設備(設計基準拡張)として使用できる設計とする。【60条】 原子炉格納施設の設計条件に関する説明書	原子炉格納施設の運用			
原子炉冷却系統施設	— (高圧代替注水系)	E51-F004	SA	60	60条5	E	高圧代替注水系による原子炉の冷却	—	高圧代替注水系による原子炉の冷却は、常設代替電源設備が稼働しない場合においても、現用で高圧代替注水弁(ES1-F004)、高圧代替注水系止水弁(ES1-F005)及び原子炉隔離時冷却系過酷事故時蒸気止め弁(ES1-F034)の操作により、原子炉冷却材圧力パウンドリの減圧装置及び原子炉冷却材圧力パウンドリ低圧時の冷却対応の準備動作を行なう。また、常設代替電源設備が稼働しない場合においても、高圧代替注水系による原子炉の冷却を維持する設計とする。【60条】 原子炉格納施設の設計条件に関する説明書	原子炉格納施設の運用			
原子炉冷却系統施設	— (高圧代替注水系)	E51-F065	SA	60	60条5	E	高圧代替注水系による原子炉の冷却	—	同上	—	—		
原子炉冷却系統施設	— (高圧代替注水系)	E51-F034	SA	60	60条5	E	高圧代替注水系による原子炉の冷却	—	同上	—	原子炉冷却系統施設(原子炉隔離時冷却系)の運用		
原子炉冷却系統施設	— (格納容器圧力逃がし装置)	遮隔手動弁操作設備	SA	63	63条10	B	格納容器圧力逃がし装置による原子炉格納容器内の減圧及び除熱	個数	格納容器圧力逃がし装置による原子炉格納容器内の減圧及び除熱を手動操作装置(複数)により、操作者によって手動操作装置(複数)による原子炉格納容器の減圧及び除熱	原子炉格納施設の設計条件に関する説明書	原子炉格納施設の運用		
原子炉冷却系統施設	格納容器圧力逃がし装置	水酸化ナトリウム水溶液 (6,7号機共用)	SA	63	63条16	B	格納容器圧力逃がし装置による原子炉格納容器内の減圧及び除熱	容量 pH	水クーラーpH制御設備用シートは、可搬型電導度供給装置により駆動し、水酸化ナトリウム水溶液 (6,7号機共用) (原子炉格納施設の設備) 原子炉格納施設の設備として漏れを防ぐ。原子炉格納施設の設備として漏れを防ぐ。【63条16】 原子炉格納施設の設計条件に関する説明書	原子炉格納施設の運用			
原子炉冷却系統施設	— (格納容器圧力逃がし装置)	遮隔空気駆動弁操作設備	SA	63	63条11	B	格納容器圧力逃がし装置による原子炉格納容器内の減圧及び除熱	個数	格納容器圧力逃がし装置による原子炉格納容器内の減圧及び除熱を空気駆動弁操作設備により駆動する。【63条11】 原子炉格納施設の設計条件に関する説明書	原子炉格納施設の運用			
原子炉冷却系統施設	— (格納容器圧力逃がし装置)	フィルタ装置 (フィルター)	SA	63	63条6	B	格納容器圧力逃がし装置による原子炉格納容器内の減圧及び除熱	pH	フィルタ装置は、排気中に含まれる粒子状放射性物質及び大気中の無機イオ素を除去する。よう素フィルタは、排気中に含まれる有機イオ素を除去する。また、無機イオ素をスマップラグ内に捕捉して、漏れを防ぐ。【63条6】 原子炉格納施設の設計条件に関する説明書	原子炉格納施設の運用			
原子炉冷却系統施設	— (格納容器圧力逃がし装置)	フィルタ装置 (容器)	SA	63	63条6	B	格納容器圧力逃がし装置による原子炉格納容器内の減圧及び除熱	pH	同上	原子炉格納施設の設計条件に関する説明書	原子炉格納施設の運用		
原子炉冷却系統施設	— (耐圧強化弁)	遮隔手動弁操作設備	SA	63	63条24	B	耐圧強化弁 上部による原子炉格納容器内の減圧及び除熱	個数	耐圧強化弁システム使用時の排出経路に設置される隔離弁は、遮隔手動弁操作設備(個数) (原子炉格納施設の設備)を原子炉冷却系統施設の設備として兼用)によって人力による操作が可能な設計とする。【63条24】 原子炉格納施設の設計条件に関する説明書	原子炉格納施設の運用			
原子炉冷却系統施設	— (耐圧強化弁)	遮隔手動弁操作設備	SA	63	63条24	B	耐圧強化弁 上部による原子炉格納容器内の減圧及び除熱	個数	また、排気経路に設置される隔離弁のうち空気供給部(耐圧強化弁シート) (E51-F009) (原子炉格納施設の設備)を原子炉冷却系統施設の設備として兼用)等については、原子炉建屋内の原子炉区域外への遮隔空気駆動弁操作設備(個数3) (原子炉格納施設の設備) 原子炉冷却系統施設の設備(個数3) (原子炉格納施設の設備)を配管を経由して耐圧強化弁上部による原子炉格納容器の減圧及び除熱を遮隔空気駆動弁操作設備により行なう。また、耐圧強化弁上部による原子炉格納容器の減圧及び除熱を遮隔空気駆動弁操作設備により行なう。常設代替電源設備又は可搬型電導度供給装置からの給電による操作も可能な設計とする。これらにより、隔離弁の操作における駆動の多様性を有する設計とする。【63条24】 原子炉格納施設の設計条件に関する説明書	原子炉格納施設の運用			
原子炉冷却系統施設	— (耐圧強化弁)	遮隔空気駆動弁操作設備	SA	63	63条25	B	耐圧強化弁 上部による原子炉格納容器内の減圧及び除熱	個数	また、排気経路に設置される隔離弁のうち空気供給部(耐圧強化弁シート) (E51-F009) (原子炉格納施設の設備)を原子炉冷却系統施設の設備として兼用)等については、原子炉建屋内の原子炉区域外への遮隔空気駆動弁操作設備(個数3) (原子炉格納施設の設備) 原子炉冷却系統施設の設備(個数3) (原子炉格納施設の設備)を配管を経由して耐圧強化弁上部による原子炉格納容器の減圧及び除熱を遮隔空気駆動弁操作設備により行なう。常設代替電源設備又は可搬型電導度供給装置からの給電による操作も可能な設計とする。これらにより、隔離弁の操作における駆動の多様性を有する設計とする。【63条24】 原子炉格納施設の設計条件に関する説明書	原子炉格納施設の運用			
原子炉冷却系統施設	— (耐圧強化弁)	T31-F019	SA	63	63条24 63条25	E	耐圧強化弁 ト系による原 子炉格納容 器内の減圧 及び除熱	—	耐圧強化弁ト系による原 子炉格納容 器内の減圧 及び除熱	原子炉格納施設の設計条件に関する説明書	原子炉格納施設の運用		
原子炉冷却系統施設	— (耐圧強化弁)	T31-F022	SA	63	63条24 63条25	E	耐圧強化弁 ト系による原 子炉格納容 器内の減圧 及び除熱	—	同上	—	原子炉格納施設の運用		
原子炉冷却系統施設	— (耐圧強化弁)	T31-F070	SA	63	63条24	E	耐圧強化弁 ト系による原 子炉格納容 器内の減圧 及び除熱	—	耐圧強化弁ト系による原 子炉格納容 器内の減圧 及び除熱	原子炉格納施設の設計条件に関する説明書	原子炉格納施設の運用		
原子炉冷却系統施設	— (耐圧強化弁)	T31-F072	SA	63	63条24	E	耐圧強化弁 ト系による原 子炉格納容 器内の減圧 及び除熱	—	同上	—	原子炉格納施設の運用		

申請対象設備					DB/SA	関連条文	基本設計方針 (リンク番号)	選定 フロー	性能・機能	明確にする必要がある仕様 (基本設計方針に記載する項目)	基本設計方針記載内容 (仕様を明確にする必要がある場合は、その仕様も記載する。)	記載資料名	備考
施設	系統	機器名											
計測制御系統施設	—	無線連絡設備（常設）（中央制御室待避室）	SA	74.77	74条12 77条4	E	発電所内の通信連絡、居住性の確保（通信連絡設備）	—	—	核心の審査の指摘が発生した場合においても中央制御室に進駐員として中央制御室待避室に待避する運転員が、5号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部・高気密室）へ通信連絡を行うため、必要な数量の衛星電話設備（常設）及び無線連絡設備（常設）を設置する設計とする。【77条4】	—	—	
計測制御系統施設	—	携帯型音声呼出電話設備（携帯型音声呼出電話機）	DB/SA	47.77	47条8 77条1	E	所内通信連絡設備の多様性、発電所内の通信連絡	—	—	原子炉冷却系統に係る発電用原子炉施設の構造又は破壊その他の真常の際に、中央制御室から人を立ち入り可能のある原子炉建屋、タービン建屋等の施設内外所の人に操作、作業、通話の便り、監視等の目的で、所内通信連絡設備を設置することができるよう、が設置する設計及び音声等により行うことができる設計とする。【47条8】	—	—	
計測制御系統施設	—	電力保安通信回線（有線系）（6,7号機共用）	DB	47	47条14	E	多様性を確保した専用通信回線	—	—	外側通信連絡設備及びデータ伝送設備については、有線系又は衛星回線による通話方式の多様性を備えた構成の専用回線を構築する。テレビ会議システム（テレビ会議システム（社内向））、専用電話設備（専用電話設備（ホットライン）（地方公共団体他局））、衛星電話設備（社内向）（「テレビ会議システム（社内向）」、「専用電話設備（ホットライン）（地方公共団体他局）」、「衛星電話設備（社内向）」）及びデータ伝送設備（データ伝送設備（IP-FAX）及びデータ伝送設備（IP-FAX））及びデータ伝送設備（データ伝送設備（IP-FAX））を接続し、転換等による制限を受けすことなく常に使用できる設計とする。また、これらの専用通信回線の充電量は通信及びデータ伝送に必要な容量に対し十分な余裕を確保した設計とする。【47条14】	—	—	
計測制御系統施設	—	通信事業者回線（有線系、衛星系回線）（6,7号機共用）	DB	47	47条14	E	多様性を確保した専用通信回線	—	—	同上	—	—	
計測制御系統施設	—	安全パラメータ表示システム（SPDS）	DB/SA	47.73.77	47条9 73条15 77条2	E	必要な情報を監視する設備の多様性、発電所内の通信連絡	—	—	また、5号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部・高気密室）へ運転員等が把守する必須箇所（SPDS）へ17号機設備部と、6,7号機共用、5号機（設置）（以下同じ。）を一式設置する設計とする。なお、5号機原子炉建屋内緊急時対策所内に設置又是保持する所内通信連絡設備は、計測制御系統施設の設備を監視する所内通信連絡設備（「監視用データ伝送装置（SPDS）」）及び5号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部・高気密室）内及び5号機中央制御室に設置する設計とする。なお、可燃物についてには必要な数量に加え、放電を考慮した設置の予見を保管する。【47条9】	—	—	
計測制御系統施設	—	電力保安通信回線（固定電話機、PHS端末及びFAX）（6,7号機共用）	DB	47	47条8	E	所内通信連絡設備の多様性	—	—	真常の際に、中央制御室から人を立ち入り可能のある原子炉建屋、タービン建屋等の施設内外所の人に操作、作業、通話の便り、監視等の目的で、所内通信連絡設備を設置することができるよう、が設置する設計及び音声等により行うことができる設計として、警報装置として、十分な数値の送受話器（ページング）（警報装置）、「万能電話機」（「6,7号機共用、5号機（設置）（以下同じ。）」及び「データ伝送装置（データ伝送装置（IP-FAX））」）（コントロール建屋、座席予処理装置、サービス建屋及び屋外）（「6,7号機共用、6号機（設置）（以下同じ。）」）並びに多様性を確保した所内通信連絡設備として、十分な数値の送受話器（ページング）（「6,7号機共用、5号機（設置）（以下同じ。）」）（コントロール建屋、サービス建屋及び屋外）（「6,7号機共用、6号機（設置）（以下同じ。）」））、衛星電話設備（常設）（「6,7号機共用、5号機（設置）（以下同じ。）」）、電力保安通信用電話設備（固定電話機、PHS端末及びFAX）（「6,7号機共用、5号機（設置）（以下同じ。）」）、専用電話設備（「専用電話設備（ホットライン）（6,7号機共用、5号機（設置）（以下同じ。）」）、衛星電話設備（「衛星電話設備（ホットライン）（6,7号機共用、5号機（設置）（以下同じ。）」）及びデータ伝送設備（「データ伝送設備（IP-FAX）」）（コントロール建屋、座席予処理装置、サービス建屋及び屋外）（「6,7号機共用、6号機（設置）（以下同じ。）」））、データ伝送設備（「データ伝送設備（IP-FAX）」）（コントロール建屋、座席予処理装置、サービス建屋及び屋外）（「6,7号機共用、6号機（設置）（以下同じ。）」））、衛星電話設備（「衛星電話設備（ホットライン）（6,7号機共用、5号機（設置）（以下同じ。）」））、無線連絡設備（「無線連絡設備（常設）（6,7号機共用、5号機（設置）（以下同じ。）」））、無線連絡設備（「無線連絡設備（常設）（6,7号機共用、5号機（設置）（以下同じ。）」）及び「データ伝送装置（データ伝送装置（IP-FAX））」（コントロール建屋、座席予処理装置、サービス建屋及び屋外）（「6,7号機共用、6号機（設置）（以下同じ。）」））を設置又は保管する設計とする。【47条8】	—	—	
計測制御系統施設	—	送受話器（ページング）（6,7号機共用）	DB	47	47条8	E	所内通信連絡設備の多様性	—	—	同上	—	—	
計測制御系統施設	—	複合子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備（データ会議システム、IP-電話機及びIP-FAX）（6,7号機共用）	DB/SA	47.77	47条12 77条12	E	所外通信連絡設備の多様性	—	—	設計基準事故が発生した場合において、発電所外の本社、国、地方公共団体、その他関係機関の必要な箇所に、事故の発生等による連絡手段を確保するための多様性を有する通信連絡設備として、十分な数値のテレビ会議システム（テレビ会議システム（社内向））（「6,7号機共用、5号機（設置）（以下同じ。）」）、専用電話設備（専用電話設備（ホットライン）（地方公共団体他局））（「6,7号機共用、5号機（設置）（以下同じ。）」）、IP電話機（「IP電話機（6,7号機共用、5号機（設置）（以下同じ。）」））、衛星電話設備（「衛星電話設備（ホットライン）（6,7号機共用、5号機（設置）（以下同じ。）」）及び「データ伝送装置（データ伝送装置（IP-FAX））」（「6,7号機共用、5号機（設置）（以下同じ。）」）を設置又は保管する設計とする。【47条12】	—	—	
計測制御系統施設	—	テレビ会議システム（テレビ会議システム（社内向））（6,7号機共用）	DB	47	47条12	E	所外通信連絡設備の多様性	—	—	真常の際に、中央制御室から人を立ち入り可能のある原子炉建屋、タービン建屋等の施設内外所の人に操作、作業、通話の便り、監視等の目的で、所外通信連絡設備を行ったために必要な外側通信連絡設備及び音声等を行った際に、重要となる音声等を発送する所外通信連絡設備として、十分な数値のテレビ会議システム（テレビ会議システム（社内向））（「6,7号機共用、5号機（設置）（以下同じ。）」）、専用電話設備（専用電話設備（ホットライン）（地方公共団体他局））（「6,7号機共用、5号機（設置）（以下同じ。）」）、IP電話機（「IP電話機（6,7号機共用、5号機（設置）（以下同じ。）」）及び「データ伝送装置（データ伝送装置（IP-FAX））」（「6,7号機共用、5号機（設置）（以下同じ。）」）を設置又は保管する設計とする。【47条12】	—	—	

施設	系統	機器名	申請対象設備		DB/SA	関連条文	基本設計方針(リンク番号)	選定フロー	性能・機能	明確にする必要がある仕様(基本設計方針に記載する項目)	基本設計方針記載内容(仕様を明確にする必要がある場合は、その仕様も記載する。)	記載資料名	備考
放射線管理施設	—	中央制御室換気空調系(中央制御室排気ダクト)(6,7号機共用)	SA	74	74条8	E	居住性の確保(換気空調設備及び遮蔽設備)	—	—	同上	—	—	—
放射線管理施設	—	中央制御室換気空調系(中央制御室外気取入ダクト)(6号機設備, 6,7号機共用)	SA	74	74条8	E	居住性の確保(換気空調設備及び遮蔽設備)	—	—	同上	—	—	—
放射線管理施設	—	中央制御室換気空調系(中央制御室排気ダクト)(6号機設備, 6,7号機共用)	SA	74	74条8	E	居住性の確保(換気空調設備及び遮蔽設備)	—	—	同上	—	—	—
放射線管理施設	—	可搬型ダスト・よう素サンプラー(6,7号機共用)	SA	75	75条3	B	放射能測定装置の代替規定策定、放射性物質濃度(空気中・水中・土壤中)及び海上モニタリング	個数	重大事故等が発生した場合に発電所及びその周辺(発電所の周辺海城を含む。)において、発電用原子炉建設から放出される放射性物質の濃度(空気中、水中、土壤中)及び放射能量を監視するための移動式周辺モニタリング設備として、NaIシンチレーシヨンパイメータ(6,7号機共用)(以下同じ。), ZnSシンチレーシヨンパイメータ(6,7号機共用)(以下同じ。)及び電離子計を組合せたものとし、各機器の測定範囲は、各機器の測定範囲の再評価フルタリについて、共用により多機能性を確保すること。	管理区域の出入管路設備及び環境試験分析装置に関する説明書	—	—	
放射線管理施設	—	U41-F001A,B MCR通常時外気取入隔壁ダンバ(A),(B)(6,7号機共用)	DB/SA	15,74	15条14 74条8	E	共用又は相互接続する重要安全施設、居住性の確保(換気空調設備及び遮蔽設備)	—	中央制御室換気空調系(下部中央制御室の換気を除く。)については、6号機及び7号機で共用するが、各号機で必要な容量を確保した上で、共用する外気取入隔壁ダンバ(6号機)と、各号機で分離して外気取入隔壁ダンバ(7号機)を設置する。各号機の外気取入隔壁ダンバは、各号機の外気取入隔壁ダンバ(6号機)及び7号機の外気取入隔壁ダンバ(7号機)の外気取入隔壁ダンバ(6号機)について、共用により多機能性を確保すること。	—	—	—	—
放射線管理施設	—	U41-F002A,B MCR通常時外気取入隔壁ダンバ(A),(B)(6,7号機共用)	DB/SA	15,74	15条14 74条8	E	共用又は相互接続する重要安全施設、居住性の確保(換気空調設備及び遮蔽設備)	—	中央制御室換気空調系(下部中央制御室の換気を除く。)については、6号機及び7号機で共用するが、各号機で必要な容量を確保した上で、共用する外気取入隔壁ダンバ(6号機)と、各号機で分離して外気取入隔壁ダンバ(7号機)を設置する。各号機の外気取入隔壁ダンバは、各号機の外気取入隔壁ダンバ(6号機)及び7号機の外気取入隔壁ダンバ(7号機)の外気取入隔壁ダンバ(6号機)について、共用により多機能性を確保すること。	—	—	—	—
放射線管理施設	—	U41-F003A,B MCR非常時外気取入隔壁ダンバ(A),(B)(6,7号機共用)	DB/SA	15,74	15条14 74条8	E	共用又は相互接続する重要安全施設、居住性の確保(換気空調設備及び遮蔽設備)	—	中央制御室換気空調系(下部中央制御室の換気を除く。)については、6号機及び7号機で共用するが、各号機で必要な容量を確保した上で、共用する外気取入隔壁ダンバ(6号機)と、各号機で分離して外気取入隔壁ダンバ(7号機)を設置する。各号機の外気取入隔壁ダンバは、各号機の外気取入隔壁ダンバ(6号機)及び7号機の外気取入隔壁ダンバ(7号機)の外気取入隔壁ダンバ(6号機)について、共用により多機能性を確保すること。	—	—	—	—
放射線管理施設	—	U41-DAM601A,B MCR外気取入ダンバ(A),(B)(6号機設備, 6,7号機共用)	DB/SA	15,74	15条14 74条8	E	共用又は相互接続する重要安全施設、居住性の確保(換気空調設備及び遮蔽設備)	—	中央制御室換気空調系(下部中央制御室の換気を除く。)については、6号機及び7号機で共用するが、各号機で必要な容量を確保した上で、共用する外気取入隔壁ダンバ(6号機)と、各号機で分離して外気取入隔壁ダンバ(7号機)を設置する。各号機の外気取入隔壁ダンバは、各号機の外気取入隔壁ダンバ(6号機)及び7号機の外気取入隔壁ダンバ(7号機)の外気取入隔壁ダンバ(6号機)について、共用により多機能性を確保すること。	—	—	—	—
放射線管理施設	—	U41-DAM602A,B MCR非常用外気取入ダンバ(A),(B)(6号機設備, 6,7号機共用)	DB/SA	15,74	15条14 74条8	E	共用又は相互接続する重要安全施設、居住性の確保(換気空調設備及び遮蔽設備)	—	中央制御室換気空調系(下部中央制御室の換気を除く。)については、6号機及び7号機で共用するが、各号機で必要な容量を確保した上で、共用する外気取入隔壁ダンバ(6号機)と、各号機で分離して外気取入隔壁ダンバ(7号機)を設置する。各号機の外気取入隔壁ダンバは、各号機の外気取入隔壁ダンバ(6号機)及び7号機の外気取入隔壁ダンバ(7号機)の外気取入隔壁ダンバ(6号機)について、共用により多機能性を確保すること。	—	—	—	—
放射線管理施設	—	U41-DAM604A,B MCR排気ダンバ(A),(B)(6号機設備, 6,7号機共用)	DB/SA	15,74	15条14 74条8	E	共用又は相互接続する重要安全施設、居住性の確保(換気空調設備及び遮蔽設備)	—	中央制御室換気空調系(下部中央制御室の換気を除く。)については、6号機及び7号機で共用するが、各号機で必要な容量を確保した上で、共用する外気取入隔壁ダンバ(6号機)と、各号機で分離して外気取入隔壁ダンバ(7号機)を設置する。各号機の外気取入隔壁ダンバは、各号機の外気取入隔壁ダンバ(6号機)及び7号機の外気取入隔壁ダンバ(7号機)の外気取入隔壁ダンバ(6号機)について、共用により多機能性を確保すること。	—	—	—	—
放射線管理施設	—	U41-DAM604A,B MCR排気ダンバ(A),(B)(6号機設備, 6,7号機共用)	DB/SA	15,74	15条14 74条8	E	共用又は相互接続する重要安全施設、居住性の確保(換気空調設備及び遮蔽設備)	—	中央制御室換気空調系(下部中央制御室の換気を除く。)については、6号機及び7号機で共用するが、各号機で必要な容量を確保した上で、共用する外気取入隔壁ダンバ(6号機)と、各号機で分離して外気取入隔壁ダンバ(7号機)を設置する。各号機の外気取入隔壁ダンバは、各号機の外気取入隔壁ダンバ(6号機)及び7号機の外気取入隔壁ダンバ(7号機)の外気取入隔壁ダンバ(6号機)について、共用により多機能性を確保すること。	—	—	—	—
放射線管理施設	—	紫外放射線監視システム(6,7号機共用)	DB	34	34条29	E	必要な情報の把握、伝達、伝送の多様性	—	通常運転時、運転時の萬端な過渡変化時及び設計基準事故時において、周辺監視区域界付近の空間線量率を監視及び測定するための固定式周辺モニタリング設備としてモニタリングポストを設置する。各号機の外気取入隔壁ダンバ(6号機)及び7号機の外気取入隔壁ダンバ(7号機)に設置するモニタリングポストを設置する。	—	—	—	—
放射線管理施設	—	データ処理装置(可搬型モニタリングポスト及び可搬型気象観測装置用)[伝送路](6,7号機共用)	SA	75	75条6	E	放射線量の代替算定、放射線量の算定、気象観測設備の代替算定	—	可搬型モニタリングポストは、モニタリングポストを代替し得る十分な機能を有する構造とする。また、各号機の外気取入隔壁ダンバ(6号機)及び7号機の外気取入隔壁ダンバ(7号機)に設置するモニタリングポストを設置する。また、計測結果を記録し、及び保存できる設計とする。【34条29】	—	—	—	—
放射線管理施設	—	無停電電源装置(1,2,3,4,5,6,7号機共用)	DB	34	34条31	E	非常用所内電源に接続しない場合の電源復旧までの電源確保	—	通常運転時、運転時の萬端な過渡変化時及び設計基準事故時において、周辺監視区域界付近の空間線量率を監視及び測定するための固定式周辺モニタリング設備としてモニタリングポストを設置する。各号機の外気取入隔壁ダンバ(6号機)及び7号機の外気取入隔壁ダンバ(7号機)に設置するモニタリングポストを設置する。	—	—	—	—
放射線管理施設	—	可搬型気象観測装置(6,7号機共用)	SA	75	75条10	B	気象観測設備の代替測定	個数	最大事故等が発生した場合に発電所及びその周辺(発電所の周辺海城を含む。)において、発電用原子炉建設から放出される放射性物質の濃度(空気中・水中・土壤中)及び海上モニタリング	環境測定装置の取付箇所を示す図面(可搬型気象観測設備設置場所)	—	—	—
放射線管理施設	—	小型船舶(海上モニタリング用)(6,7号機共用)	SA	75	75条3	C	放射線量の測定、放射性物質濃度(空気中・水中・土壤中)及び海上モニタリング	個数	重大事故等が発生した場合に発電所及びその周辺(発電所の周辺海城を含む。)において、発電用原子炉建設から放出される放射性物質の濃度(空気中・水中・土壤中)及び放射能量を監視するための移動式周辺モニタリング設備として、NaIシンチレーシヨンパイメータ(6,7号機共用)(以下同じ。), ZnSシンチレーシヨンパイメータ(6,7号機共用)(以下同じ。)及び電離子計(6,7号機共用)(以下同じ。)を組合せたものとし、各機器の測定範囲を組合せたものとし、各機器の測定範囲の再評価フルタリについて、共用により多機能性を確保すること。	設定候補に関する説明書(別添)	—	—	
放射線管理施設	—	5号機原子炉建屋内緊急時対応所用乾電池内蔵型照明(ランタンタイプ)(6,7号機共用)	SA	76	76条5 76条6 76条7	E	汚染の持ち込みを防ぐための設備	—	5号機原子炉建屋内緊急時対応所は、重大事故等が発生した場合に発電所及びその周辺(発電所の周辺海城を含む。)において、発電用原子炉建設から放出される放射性物質の濃度(空気中・水中・土壤中)及び放射能量を監視するための移動式周辺モニタリング設備として、NaIシンチレーシヨンパイメータ(6,7号機共用)(以下同じ。), ZnSシンチレーシヨンパイメータ(6,7号機共用)(以下同じ。)及び電離子計(6,7号機共用)(以下同じ。)を組合せたものとし、各機器の測定範囲を組合せたものとし、各機器の測定範囲の再評価フルタリについて、共用により多機能性を確保すること。	—	—	—	—
放射線管理施設	—	中央制御室用乾電池内蔵型照明(ランタンタイプ)(6,7号機共用)	SA	74	74条22	E	汚染の持ち込みを防ぐための設備	—	重大事故等が発生した場合に発電所及びその周辺(発電所の周辺海城を含む。)において、発電用原子炉建設から放出される放射性物質の濃度(空気中・水中・土壤中)及び放射能量を監視するための移動式周辺モニタリング設備として、NaIシンチレーシヨンパイメータ(6,7号機共用)(以下同じ。), ZnSシンチレーシヨンパイメータ(6,7号機共用)(以下同じ。)及び電離子計(6,7号機共用)(以下同じ。)を組合せたものとし、各機器の測定範囲を組合せたものとし、各機器の測定範囲の再評価フルタリについて、共用により多機能性を確保すること。	—	—	—	—
放射線管理施設	—	非常用所内電源系からの給電「プロセス・エリアモニタリング設備」	DB	34	34条27 34条28	E	外部電源喪失時の荷電回復装置の監視機能	—	ニアミタクリング設備のうち、燃料貯蔵庫アルエア放散装置モータは、外部電源が供給できない場合に、外部電源供給用のボルトを外すことで、燃費当量監査を計測することができる設計とする。	—	—	—	—
放射線管理施設	—	非常用所内電源系からの給電「プロセス・エリアモニタリング設備」	DB	34	34条27 34条28	E	外部電源喪失時の荷電回復装置の監視機能	—	ニアミタクリング設備のうち、燃料貯蔵庫アルエア放散装置モータは、外部電源が供給できない場合に、外部電源供給用のボルトを外すことで、燃費当量監査を計測することができる設計とする。	—	—	—	—

施設	系統	機器名	DB/SA	関連条文	基本設計方針 (リンク番号)	運定 フロー	性能・機能	明確にする必要がある仕様 (基本設計方針に記載する項目)	基本設計方針記載内容 (仕様を明確にする必要がある場合は、その仕様も記載する。)		記載資料名	備考
原子炉格納施設	— (格納容器圧力逃がし装置)	遮隔手動弁操作設備遮蔽	SA	65,67	65条21 67条14 67条36	B	格納容器圧力逃がし装置による原子炉格納容器内の減圧及除熱、格納容器圧力逃がし装置による原子炉格納容器内の水素ガス及び酸素ガスの排出、耐圧強化ペント系による原子炉格納容器内の水素ガス及び酸素ガスの排出	材料 厚さ	格納容器圧力逃がし装置及び耐圧強化ペント系使用時の排出経路に設置される隔壁弁は、隔壁手動弁操作設備(個数5) (原子炉冷却系系統施設の設備及び可燃性ガス濃度制御装置で兼用)によって人により容易かつ確実に操作が可能な設計とする。 格納容器圧力逃がし装置使用時の排出経路に設置される隔壁弁は、隔壁手動弁操作設備(個数5) (圧力逃がし装置の設備で兼用)によって人により容易かつ確実に操作が可能な設計とする。 【65条21】 【67条14】 【67条36】	原子炉格納施設の設計条件に関する説明書		
原子炉格納施設	— (格納容器圧力逃がし装置)	遮隔手動弁操作設備	SA	65,67	65条20 67条11	B	格納容器圧力逃がし装置による原子炉格納容器内の減圧及除熱、格納容器圧力逃がし装置による原子炉格納容器内の水素ガス及び酸素ガスの排出	個数	格納容器圧力逃がし装置使用時の排出経路に設置される隔壁弁は、隔壁手動弁操作設備(個数5) (原子炉冷却系系統施設の設備及び可燃性ガス濃度制御装置で兼用)によって人により容易かつ確実に操作が可能な設計とする。 格納容器圧力逃がし装置使用時の排出経路に設置される隔壁弁は、隔壁手動弁操作設備(個数5) (圧力逃がし装置の設備で兼用)によって人により容易かつ確実に操作が可能な設計とする。 【67条11】	原子炉格納施設の設計条件に関する説明書		
原子炉格納施設	— (格納容器圧力逃がし装置)	遮隔空気駆動弁操作設備	SA	65,67	65条22 67条13	B	格納容器圧力逃がし装置による原子炉格納容器内の減圧及除熱、格納容器圧力逃がし装置による原子炉格納容器内の水素ガス及び酸素ガスの排出	個数	また、排出経路に設置される隔壁弁のうち空気駆動弁について、原子炉建屋内の原子炉区域への遮隔空気駆動弁操作ボタンへの設置により、離れた場所から遮隔空気駆動弁操作設備(個数3) (原子炉冷却系系統施設の設備及び可燃性ガス濃度制御装置で兼用)によって人により容易かつ確実に操作が可能となることにより、容易かつ確実に操作が可能な設計とする。 また、排出経路に設置される隔壁弁のうち空気駆動弁について、原子炉建屋内の原子炉区域外からの遮隔空気駆動弁操作設備(個数3) (原子炉冷却系系統施設の設備及び可燃性ガス濃度制御装置で兼用)によって人により容易かつ確実に操作が可能となることにより、容易かつ確実に操作が可能な設計とする。 【67条13】	原子炉格納施設の設計条件に関する説明書		
原子炉格納施設	— (格納容器圧力逃がし装置)	水酸化ナトリウム水溶液(6,7号機共用)	SA	65,67	65条30 67条20	B	格納容器圧力逃がし装置による原子炉格納容器内の水素ガス及び酸素ガスの排出	容量 pH	スクラフ式山廻潤滑設備ポンプ(6号機)、可燃型室温給油装置により駆動し、水酸化ナトリウム水溶液(6,7号機共用)を供給する。 原子炉冷却系系統施設の設備及び可燃性ガス濃度制御装置で兼用の操作ボタンを原子炉建屋内に設置できる設計とする。 スクラフ式山廻潤滑設備ポンプは、可燃型室温給油装置により駆動し、水酸化ナトリウム水溶液(6,7号機共用)を供給する。 原子炉冷却系系統施設の設備及び可燃性ガス濃度制御装置として、操作ボタンを原子炉建屋内に設置できる設計とする。 操作ボタンを原子炉建屋内に設置する場合、操作ボタンを操作する際の手の押す位置に手の印(△印)を表示する。 スクラフ式山廻潤滑設備ポンプは、フルターフルタ内にスクラフ水の押す位置に手の印(△印)以上に維持できる設計とする。 【67条20】	原子炉格納施設の設計条件に関する説明書		
原子炉格納施設	(耐圧強化ペント系)	T31-F022	SA	67	67条35	E	格納容器圧力逃がし装置による原子炉格納容器内の水素ガス及び酸素ガスの排出、耐圧強化ペント系による原子炉格納容器内の水素ガス及び酸素ガスの排出	—	また、排出経路に設置される隔壁弁のうち空気駆動弁(耐圧強化ペント弁(T61-F002)) (原子炉冷却系系統施設の設備で兼用)等について、原子炉建屋内の原子炉区域への遮隔空気駆動弁操作ボタンでの設置により、離れた場所から遮隔空気駆動弁操作設備(個数2) (原子炉冷却系系統施設の設備及び可燃性ガス濃度制御装置で兼用)によって人により容易かつ確実に操作が可能となることにより、容易かつ確実に操作が可能な設計とする。 【67条35】	—		
原子炉格納施設	(耐圧強化ペント系)	T31-F070	SA	67	67条35	E	格納容器圧力逃がし装置による原子炉格納容器内の水素ガス及び酸素ガスの排出、耐圧強化ペント系による原子炉格納容器内の水素ガス及び酸素ガスの排出	—	同上	—		
原子炉格納施設	(耐圧強化ペント系)	T31-F072	SA	67	67条35	E	格納容器圧力逃がし装置による原子炉格納容器内の水素ガス及び酸素ガスの排出	—	同上	—		
原子炉格納施設	(耐圧強化ペント系)	T61-F002	SA	67	67条35	E	耐圧強化ペント系による原子炉格納容器内の水素ガス及び酸素ガスの排出	—	同上	—		
原子炉格納施設	(耐圧強化ペント系)	遮隔手動弁操作設備	SA	67	67条33	B	耐圧強化ペント系による原子炉格納容器内の水素ガス及び酸素ガスの排出	個数	耐圧強化ペント系使用時の排出経路に設置される隔壁弁は、遮隔手動弁操作設備(個数4) (格納容器圧力逃がし装置の設備で兼用)によって人により容易かつ確実に操作が可能な設計とする。 【67条33】	原子炉格納施設の設計条件に関する説明書	原子炉格納施設の設計条件に関する説明書	
原子炉格納施設	(耐圧強化ペント系)	遮隔空気駆動弁操作設備	SA	67	67条35	B	耐圧強化ペント系による原子炉格納容器内の水素ガス及び酸素ガスの排出	個数	また、排出経路に設置される隔壁弁のうち空気駆動弁(耐圧強化ペント弁(T61-F002)) (原子炉冷却系系統施設の設備で兼用)等について、原子炉建屋内の原子炉区域への遮隔空気駆動弁操作ボタンでの設置により、離れた場所から遮隔空気駆動弁操作設備(個数2) (原子炉冷却系系統施設の設備及び可燃性ガス濃度制御装置で兼用)によって人により容易かつ確実に操作が可能となることにより、容易かつ確実に操作が可能な設計とする。 【67条35】	原子炉格納施設の設計条件に関する説明書	原子炉格納施設の設計条件に関する説明書	
原子炉格納施設	(代替熱冷却系)	原子炉格納容器(サプレッションチャンバー)	SA	65	65条2	B	代替熱冷却系による原子炉格納容器内の減圧及び除熱	容量 個数	代替熱冷却系は、復蓋送移ボンプによりサプレッションチャンバー内水素ガスの排気を吸い込む。熱冷却系の冷却水循環ポンプ等を巡回して、原子炉建屋外の原子炉区域外への遮隔空気駆動弁操作ボタンとともに、原子炉建屋又は原子炉区域外の隔壁弁を操作する。隔壁弁を操作する際の手の押す位置に手の印(△印)を表示する。 原子炉建屋原子炉区域(二次格納施設)に隣接する隔壁弁の圧力及び温度を監視する隔壁弁を維持しながら、原子炉格納容器の「ランダリ」を維持しながら、原子炉格納容器の圧力及び温度を監視する隔壁弁とする。 【65条2】	原子炉格納施設の設計条件に関する説明書	原子炉格納施設の設計条件に関する説明書	
原子炉格納施設	—	燃料取替床プローアウトバネル閉止装置	SA	74	74条26	B	運転員の被ばくを低減するための設備	個数	運転員の被ばくを低減するための設備	安全設備及び重大事故対応設備が使用される条件での操作が可能となることに関する説明書		
原子炉格納施設	—	燃料取替床プローアウトバネル	DB	38 44	38条22 44条26	E	二次格納施設のパッケンダリ機能	—	運転員の被ばくを低減するための設備	安全設備及び重大事故対応設備が使用される条件での操作が可能となることに関する説明書		
原子炉格納施設	—	主蒸気系トンネル室プローアウトバネル	SA	74	74条27	B	運転員の被ばくを低減するための設備	設置枚数 開放差圧	運転員の被ばくを低減するための設備	安全設備及び重大事故対応設備が使用される条件での操作が可能となることに関する説明書		
原子炉格納施設	—	非常用電源設備からの給電「代替格納容器スプレイ冷却系」	SA	64	64条3 64条28 64条37 64条30	E	電源設備から給電	—	原子炉建屋原子炉区域(二次格納施設)は、重大事故等においても、通常用ガス処理設備により、内部の気圧を保有することができる設計とする。原子炉建屋原子炉区域(二次格納施設)は、代替熱冷却系(代替熱冷却系ボンベ)は、通常用ガス処理設備又は可燃型室温給油装置からの給電を以て常時代替交流電源設備又は可燃型室温給油装置からの給電が可能な設計とする。代替熱冷却系(代替熱冷却系ボンベ)は、常時代替交流電源設備又は可燃型室温給油装置からの給電が可能な設計とする。また、可燃型代替交流電源ボンベ(A-3級)は、ディーゼルエンジンにより駆動できる設計とする。 【64条3】 【64条28】 【64条30】	安全設備及び重大事故対応設備が使用される条件での操作が可能となることに関する説明書		
原子炉格納施設	—	代替電源設備からの給電「代替格納容器スプレイ冷却系」	SA	64	64条7 64条30	E	電源設備からの給電	—	電源設備からの給電	—		
原子炉格納施設	—	代替電源設備からの給電「格納容器スプレイ冷却系」	SA	64	64条14 64条35	E	電源設備からの給電	—	電源設備からの給電に機能を復旧し、残留設備を再起動する。常時代替交流電源設備又は可燃型室温給油装置からの給電が可能な設計とする。 【64条14】 【64条35】	—		
原子炉格納施設	—	非常用熱交換器「サブレッシュチャンバーパーバル」(冷却モード)	SA	64	64条21 64条40	E	電源設備からの給電	—	常時代替交流電源設備又は可燃型室温給油装置からの給電が可能な設計とする。常時代替交流電源設備又は可燃型室温給油装置からの給電が可能な設計とする。 【64条21】 【64条40】	—		
原子炉格納施設	—	代替電源設備からの給電「サブレッシュチャンバーパーバル水冷却部」	SA	64	64条21 64条40	E	電源設備からの給電	—	残留熱交換器「サブレッシュチャンバーパーバル」(冷却モード)は、常時代替交流電源設備を経由した常時代替交流電源設備又は可燃型室温給油装置からの給電が可能な設計とする。常時代替交流電源設備又は可燃型室温給油装置からの給電が可能な設計とする。 【64条21】 【64条40】	—		

申請対象設備						DB/S/A	関連条文	基本設計方針 (リンク番号)	選定 フロー	性能・機能	明確にする必要がある仕様 (基本設計方針に記載する項目)	基本設計方針記載内容 (仕様を明確にする必要がある場合は、その仕様も記載する。)	記載資料名	備考
施設	系統	機器名												
その他発電用原子炉の附属施設 4.火災防護設備		光電分離型煙感知器	DB#1	11.52	11条56 52条53	E	火災感知設備、消火設備、留意事項	—	され、また設計のひとりに火災警報装置を設置できない箇所は、上位感知器の代わりに複数条件や火災の性質を考慮し、光電分離型煙感知器、煙吸引式検出設備、光ファイバーケーブル式熱感知器、熱感知カメラ、非アナログ式煙型煙感知器、非アナログ式の防爆煙型煙感知器及び非アナログ式の熱感知器も含めた組み合わせで設置する設計とする。【11条63】【52条53】	—	※1:52条要求含む			
その他発電用原子炉の附属施設 4.火災防護設備		煙吸引式検出設備	DB#1	11.52	11条56 52条53	E	火災感知設備、消火設備、留意事項	—	同上	—	※1:52条要求含む			
その他発電用原子炉の附属施設 4.火災防護設備		光ファイバーケーブル式熱感知器	DB#1	11.52	11条56 52条53	E	火災感知設備、消火設備、留意事項	—	同上	—	※1:52条要求含む			
その他発電用原子炉の附属施設 4.火災防護設備		熱感知カメラ	DB#1	11.52	11条56 52条53	E	火災感知設備、消火設備、留意事項	—	同上	—	※1:52条要求含む			
その他発電用原子炉の附属施設 4.火災防護設備		非アナログ式防爆型煙感知器	DB#1	11.52	11条56 52条53	E	火災感知設備、消火設備、留意事項	—	同上	—	※1:52条要求含む			
その他発電用原子炉の附属施設 4.火災防護設備		非アナログ式煙型煙感知器	DB#1	11.52	11条56 52条53	E	火災感知設備、消火設備、留意事項	—	同上	—	※1:52条要求含む			
その他発電用原子炉の附属施設 4.火災防護設備		非アナログ式熱感知器	DB#1	11.52	11条56 52条53	E	火災感知設備、消火設備、留意事項	—	同上	—	※1:52条要求含む			
その他発電用原子炉の附属施設 4.火災防護設備	—	過熱防止対策(保溫材)	DB#1	11.52	11条32 52条27	E	火災の発生防止、留意事項	—	火災の発生防止のため、発火原への対策として、設備を金属製の筐体内に収納する等、花火が発生する外縁に由来する火災に対する過熱防止対策として、保温材を内蔵する等の不燃性材料の接触防止や潤滑油等可燃物の過熱防止を行う設計とする。【11条32】【52条27】	—	※1:52条要求含む			
その他発電用原子炉の附属施設 4.火災防護設備	—	火花对策(金属製の本体への収納)	DB#1	11.52	11条32 52条27	E	火災の発生防止、留意事項	—	同上	—	※1:52条要求含む			
その他発電用原子炉の附属施設 4.火災防護設備	—	水素ガス対策	DB#1	11.52	11条18 52条11	E	火災の発生防止、留意事項	—	水素ガスを内包する設備のうちガス体積物理効率設備及び電槽水素ガス供給設備の配管は水素ガスの漏洩を防ぐ設計とする。接続構造として、ガス管等を用いて防爆の対策を行う設計と、水素ガスを内包する設備の火災による引火源に対する対策として、発電原子炉建設の安全機能及び重大事故等に対する対応機能を損なわないよう、壁等の設置に於ける配置上の考慮を行なう設計とする。【11条18】【52条11】	—	※1:52条要求含む			
その他発電用原子炉の附属施設 4.火災防護設備	—	蓄電池室の火災防護対策	DB#1	11.52	11条19 52条13	E	火災の発生防止、留意事項	—	水素ガスを内包する設備のうちガス体積物理効率設備及び電槽水素ガス供給設備の配管は水素ガスの漏洩を防ぐ設計とする。接続構造として、ガス管等を用いて防爆の対策を行う設計と、水素ガスを内包する設備の火災による引火源に対する対策として、発電原子炉建設の安全機能及び重大事故等に対する対応機能を損なわないよう、壁等の設置に於ける配置上の考慮を行なう設計とする。【11条19】【52条13】	—	※1:52条要求含む			
その他発電用原子炉の附属施設 4.火災防護設備	—	水素濃度検出器	DB#1	11.52	11条22 52条25	E	火災の発生防止、留意事項	—	火災の発生防止のため、水素ガス漏洩の上部に水素濃度検出器を設置し、水素ガスの漏洩限界濃度である4vol%以下の濃度で火災警報を発する。中央制御室内に警報を発する設計とする。【11条22】【52条25】	—	※1:52条要求含む			
その他発電用原子炉の附属施設 4.火災防護設備	—	放射線分解による水素ガスの蓄積防止対策	DB#1	11.52	11条52 52条45	E	火災の発生防止、留意事項	—	火災の発生防止のため、放射線分解による水素ガスが発生する火区画は火災警報に因る。水素ガスの蓄積防止対策として、水素ガスの漏洩を防ぐ設計とする。【11条52】【52条45】	—	※1:52条要求含む			
その他発電用原子炉の附属施設 4.火災防護設備	—	過熱・撃損防止対策(保護遮断器・遮断器)	DB#1	11.52	11条33 52条18	E	火災の発生防止、留意事項	—	火災の発生防止のため、発電用原子炉施設内の構造系は、保護遮断器及び遮断器による故障回路を早急に遮断し、過熱による過熱遮断器及び遮断器を防止する設計とする。【11条33】【52条18】	—	※1:52条要求含む			
その他発電用原子炉の附属施設 4.火災防護設備	—	不燃性材料又は難燃性材料による火災の発生防止対策(不燃性材料又は難燃性材料と同等のもの、マグネシウム、低合金鋼、耐熱鋼、耐熱鋼鉄、耐熱鋼鉄又はコロニアル・トーチ等の機器)及び構造部材の燃え移り抑制対策(不燃性材料又は難燃性材料と同等のもの、変圧器・遮断器、難燃ケーブル、換気設備遮断器フィルタ、チャコールフィルタ)保管用鉛製容器、保溫材、内装材等)	DB#1	11.52	11条35 52条28 11条36 52条32 11条38 52条34 11条39 52条35 11条37 52条39 11条44 52条31 11条45 52条38 11条46 52条39 11条43 52条37 11条40 52条33 11条41 52条30 11条42 52条36	E	火災の発生防止、留意事項	—	火災防止上重要な機器等及び重大事故等対処施設は、不燃性材料又は難燃性材料を使用する設計とする。不燃性材料又は難燃性材料を使用する設計とし、不燃性材料又は難燃性材料と同等のもの、マグネシウム、低合金鋼、耐熱鋼、耐熱鋼鉄、耐熱鋼鉄又はコロニアル・トーチ等の機器)及び構造部材の燃え移り抑制対策(不燃性材料又は難燃性材料と同等のもの、変圧器・遮断器、難燃ケーブル、換気設備遮断器フィルタ、チャコールフィルタ)保管用鉛製容器、保溫材、内装材等)を除く機器等の性能を確保するための設計とする。当該構造部材の使用が技術上困難な場合は、当該構造部材、系及び装置の代替品の使用を図る。他の火災防止対策を実施する及び重大事故等対処施設は、火災が発生するとこのを阻止するための装置を講じる設計とする。【11条35】【52条28】	—	※1:52条要求含む			
その他発電用原子炉の附属施設 4.火災防護設備	—	金屬に覆われたポンプ及び弁等の駆動部の潤滑部並びに覆われた容器部並びに覆われた空気配管は、発火した場合でも漏れなく運転する設計とする。【11条36】【52条32】	—	ただし、配管ハッキィ類は、その機能を確保するため必要な機器等の構成部品を合併して構成する設計とする。機器等の構成部品が複数ある場合は、各機器等の構成部品を合併して構成する設計とする。【11条37】【52条29】	—	※1:52条要求含む								
その他発電用原子炉の附属施設 4.火災防護設備	—	不燃性材料又は難燃性材料による火災の発生防止対策(不燃性材料又は難燃性材料と同等のもの、マグネシウム、低合金鋼、耐熱鋼、耐熱鋼鉄、耐熱鋼鉄又はコロニアル・トーチ等の機器)及び構造部材の燃え移り抑制対策(不燃性材料又は難燃性材料と同等のもの、変圧器・遮断器、難燃ケーブル、換気設備遮断器フィルタ、チャコールフィルタ)保管用鉛製容器、保溫材、内装材等)	DB#1	11.52	11条35 52条28 11条36 52条32 11条38 52条34 11条39 52条35 11条37 52条39 11条44 52条31 11条45 52条38 11条46 52条39 11条43 52条37 11条40 52条33 11条41 52条30 11条42 52条36	E	火災の発生防止、留意事項	—	火災防止上重要な機器等及び重大事故等対処施設は、不燃性材料又は難燃性材料を使用する設計とする。【11条35】【52条32】	—	※1:52条要求含む			
その他発電用原子炉の附属施設 4.火災防護設備	—	金屬に覆われたポンプ及び弁等の駆動部の潤滑部並びに覆われた容器部並びに覆われた空気配管は、発火した場合でも漏れなく運転する設計とする。【11条36】【52条32】	—	ただし、配管ハッキィ類は、その機能を確保するため必要な機器等の構成部品を合併して構成する設計とする。機器等の構成部品が複数ある場合は、各機器等の構成部品を合併して構成する設計とする。【11条37】【52条29】	—	※1:52条要求含む								
その他発電用原子炉の附属施設 4.火災防護設備	—	金屬に覆われたポンプ及び弁等の駆動部の潤滑部並びに覆われた容器部並びに覆われた空気配管は、発火した場合でも漏れなく運転する設計とする。【11条36】【52条32】	—	ただし、配管ハッキィ類は、その機能を確保するため必要な機器等の構成部品を合併して構成する設計とする。機器等の構成部品が複数ある場合は、各機器等の構成部品を合併して構成する設計とする。【11条37】【52条29】	—	※1:52条要求含む								
その他発電用原子炉の附属施設 4.火災防護設備	—	火災防止上重要な機器等及び重大事故等対処施設は、保温遮断器及び遮断器による故障回路を早急に遮断し、過熱による過熱遮断器及び遮断器を防止する設計とする。【11条38】【52条33】	—	火災防止上重要な機器等及び重大事故等対処施設は、保温遮断器及び遮断器による故障回路を早急に遮断し、過熱による過熱遮断器及び遮断器を防止する設計とする。【11条38】【52条33】	—	※1:52条要求含む								
その他発電用原子炉の附属施設 4.火災防護設備	—	火災防止上重要な機器等及び重大事故等対処施設は、保温遮断器及び遮断器による故障回路を早急に遮断し、過熱による過熱遮断器及び遮断器を防止する設計とする。【11条39】【52条34】	—	火災防止上重要な機器等及び重大事故等対処施設は、保温遮断器及び遮断器による故障回路を早急に遮断し、過熱による過熱遮断器及び遮断器を防止する設計とする。【11条39】【52条34】	—	※1:52条要求含む								
その他発電用原子炉の附属施設 4.火災防護設備	—	火災防止上重要な機器等及び重大事故等対処施設は、保温遮断器及び遮断器による故障回路を早急に遮断し、過熱による過熱遮断器及び遮断器を防止する設計とする。【11条40】【52条35】	—	火災防止上重要な機器等及び重大事故等対処施設は、保温遮断器及び遮断器による故障回路を早急に遮断し、過熱による過熱遮断器及び遮断器を防止する設計とする。【11条40】【52条35】	—	※1:52条要求含む								
その他発電用原子炉の附属施設 4.火災防護設備	—	火災防止上重要な機器等及び重大事故等対処施設は、保温遮断器及び遮断器による故障回路を早急に遮断し、過熱による過熱遮断器及び遮断器を防止する設計とする。【11条41】【52条36】	—	火災防止上重要な機器等及び重大事故等対処施設は、保温遮断器及び遮断器による故障回路を早急に遮断し、過熱による過熱遮断器及び遮断器を防止する設計とする。【11条41】【52条36】	—	※1:52条要求含む								
その他発電用原子炉の附属施設 4.火災防護設備	—	火災防止上重要な機器等及び重大事故等対処施設は、保温遮断器及び遮断器による故障回路を早急に遮断し、過熱による過熱遮断器及び遮断器を防止する設計とする。【11条42】【52条37】	—	火災防止上重要な機器等及び重大事故等対処施設は、保温遮断器及び遮断器による故障回路を早急に遮断し、過熱による過熱遮断器及び遮断器を防止する設計とする。【11条42】【52条37】	—	※1:52条要求含む								
その他発電用原子炉の附属施設 4.火災防護設備	—	自然現象による火災の発生防止対策(避雷針、接地網、屋上導体、架空地絡)	DB#1	11.52	11条49 52条42	E	火災の発生防止、留意事項	—	落雷によって、発電用原子炉施設内の構造系、系統及び機器に火災が発生しないよう、構造部材の耐火性を有する設計とする。【11条49】【52条42】	—	※1:52条要求含む			
その他発電用原子炉の附属施設 4.火災防護設備	—	消防設備の破損、動作又は誤操作対策	DB#1	11.52	11条105 52条48	E	火災感知設備、消火設備、留意事項	—	なお、火災設備の破損、動作又は誤操作に伴う漏水による安全機能及び重大事故等対処施設の機能を失う場合、消防設備の健全性を評価する設計とする。【11条105】【52条48】	—	※1:52条要求含む			
その他発電用原子炉の附属施設 4.火災防護設備	—	消防栓(屋外消防栓、屋内消防栓)	DB#1	11.52	11条63 52条85 11条84 52条88	E	火災感知設備、消火設備、留意事項	—	火災発生時の消防栓充満式放射線の影響により消防活動が困難となることから、消防栓の設置位置を考慮する。【11条63】【52条85】	—	※1:52条要求含む			
その他発電用原子炉の附属施設 4.火災防護設備	—	消防栓(屋外消防栓、屋内消防栓)	DB#1	11.52	11条63 52条85 11条84 52条88	E	火災感知設備、消火設備、留意事項	—	火災発生時の消防栓充満式放射線の影響により消防活動が困難となることから、消防栓の設置位置を考慮する。【11条63】【52条85】	—	※1:52条要求含む			
その他発電用原子炉の附属施設 4.火災防護設備	—	消防栓(屋外消防栓、屋内消防栓)	DB#1	11.52	11条63 52条85 11条84 52条88	E	火災感知設備、消火設備、留意事項	—	火災発生時の消防栓充満式放射線の影響により消防活動が困難となることから、消防栓の設置位置を考慮する。【11条63】【52条85】	—	※1:52条要求含む			
その他発電用原子炉の附属施設 4.火災防護設備	—	消防栓(屋外消防栓、屋内消防栓)	DB#1	11.52	11条63 52条85 11条84 52条88	E	火災感知設備、消火設備、留意事項	—	火災発生時の消防栓充満式放射線の影響により消防活動が困難となることから、消防栓の設置位置を考慮する。【11条63】【52条85】	—	※1:52条要求含む			
その他発電用原子炉の附属施設 4.火災防護設備	—	消防栓(屋外消防栓、屋内消防栓)	DB#1	11.52	11条63 52条85 11条84 52条88	E	火災感知設備、消火設備、留意事項	—	火災発生時の消防栓充満式放射線の影響により消防活動が困難となることから、消防栓の設置位置を考慮する。【11条63】【52条85】	—	※1:52条要求含む			
その他発電用原子炉の附属施設 4.火災防護設備	—	管理区域内からの放出消防栓の流出防止対策(壁、建屋内排水系)	DB#1	11.52	11条83 52条72	E	火災感知設備、消火設備、留意事項	—	壁面内に消防栓がある場合、放射性汚染を防ぐおそれがあることから、壁面内に消防栓を設置する。【11条83】【52条72】	—	※1:52条要求含む			
その他発電用原子炉の附属施設 4.火災防護設備	—	蓄電池を内蔵する照明	DB#1	11.52	11条90 52条75	E	火災感知設備、消火設備、留意事項	—	建屋内の消防栓、消火設備場所及び設置場所までの距離に応じて、移動及ぼす消防栓の移動範囲を定め、消防栓を設置する。【11条90】【52条75】	—	※1:52条要求含む			

施設	系統	機器名	申請対象設備		DB/SIA	関連条文	基本設計方針 (リンク番号)	選定 フロー	性能・機能	明確にする必要がある仕様 (基本設計方針に記載する項目)	基本設計方針記載内容 (仕様を明確にする必要がある場合は、その仕様も記載する。)	記載資料名	備考
その他発電用原子炉の附属施設 ④火災防護設備	—	ケーブル処理室の火災防護対策(2か所の屋)	DB#1	11.52	11条94 52条84	E	火災感知設備、消防設備、留意事項	—	—	—	—	—	*1:52条要求含む
その他発電用原子炉の附属施設 ④火災防護設備	—	電気品室の火災防護対策	DB#1	11.52	11条34 52条19	E	火災の発生防止、留意事項	—	—	電気品室は、電源供給のみに使用する設計とする。【11条34】 【52条19】	—	*1:52条要求含む	
その他発電用原子炉の附属施設 ④火災防護設備	—	ポンプ室の煙排気対策	DB#1	11.52	11条91 52条81	E	火災感知設備、消防設備、留意事項	—	—	火災発生時の煙の漏洩により消火活動が困難となる場合等に、消火活動のための2箇所の入口を設置する設計とする。【11条91】 【52条81】	—	*1:52条要求含む	
その他発電用原子炉の附属施設 ④火災防護設備	—	使用済燃料貯蔵設備及び新燃料貯蔵設備の火災防護対策	DB#1	11.52	11条92 52条82 11条93 52条83	E	火災感知設備、消防設備、留意事項	—	—	使用済燃料の庫の漏洩により消火活動が困難となる場合等に、消火活動のための2箇所の入口を設置する設計とする。【11条92】 【52条82】 新燃料貯蔵設備については、消火活動により消火水が噴き出され、水分充満度に満たされた状態となるとでも耐火壁等が確保される設計とする。【11条93】 【52条83】	—	*1:52条要求含む	
その他発電用原子炉の附属施設 ④火災防護設備	—	放射性廃棄物処理設備及び放射性廃棄物貯蔵設備の火災防護対策	DB#1	11.52	11条27 52条16	E	火災感知設備、消防設備、留意事項	—	—	放射性廃棄物処理設備及び放射性廃棄物貯蔵設備においては、崩壊が発生し、大火災が発生する危険性があることから、十分な耐火壁等を有する構造とする。【11条27】 放射性廃棄物貯蔵設備においては、消火活動により消火水が噴き出され、水分充満度に満たされた状態となるとでも耐火壁等が確保される設計とする。【11条27】 【52条16】	—	*1:52条要求含む	
その他発電用原子炉の附属施設 ④火災防護設備	—	津波防止対策(不進式消火栓、保温材)	DB#1	11.52	11条100 52条93 11条101 52条95	E	火災感知設備、消防設備、留意事項	—	—	屋外消火栓は、津波を防ぐために配管内部の水が湛留しない設計とする。【11条100】 【52条93】	—	*1:52条要求含む	
その他発電用原子炉の附属施設 ④火災防護設備	—	風水害対策(浸水対策、屋内配置、屋外仕様、機械式)	DB#1	11.52	11条102 52条96	E	火災感知設備、消防設備、留意事項	—	—	屋外消火栓は、津波を防ぐために配管内部の水が湛留しない設計とする。【11条102】 【52条96】	—	*1:52条要求含む	
その他発電用原子炉の附属施設 ④火災防護設備	—	地盤変異対策	DB#1	11.52	11条105 52条97 11条104 52条98	E	火災感知設備、消防設備、留意事項	—	—	地盤変異における地盤変動対策として、屋外消火栓は、ダクトと配管の隙間にフレキシブルパイプを採用する。また、建物等の構造合間に於ける消火栓配管は、中央制御室側で止水栓を設置する。小空間固定式消火栓設置、SDボンプ・CDボンプ・CDポンプ局所消火設備、電源部、制御部消火設備、ケーブルトレイ消火設備、5号機原子炉建屋内緊急対策用消火設備及び中央制御室消火設備、セイタクセイロア消火設備等が設置される。【11条105】 【52条97】 【11条104】 【52条98】	—	*1:52条要求含む	
その他発電用原子炉の附属施設 ④火災防護設備	—	3時間以上の耐火能力を有する耐火壁(強化石膏ボード、貫通部シール、防火扉、防火ダンパー、天井ティックラップ)	DB	11	11条6	E	火災の影響軽減、留意事項	—	—	耐火壁における耐火壁設置として、屋外消火栓は、ダクトと配管の隙間にフレキシブルパイプを採用する。また、建物等の構造合間に於ける消火栓配管は、中央制御室側で止水栓を設置する。小空間固定式消火栓設置、SDボンプ・CDボンプ・CDポンプ局所消火設備、電源部、制御部消火設備、ケーブルトレイ消火設備、5号機原子炉建屋内緊急対策用消火設備及び中央制御室消火設備、セイタクセイロア消火設備等が設置される。【11条105】 【52条97】 【11条104】 【52条98】	—	*1:52条要求含む	
その他発電用原子炉の附属施設 ④火災防護設備	—	3時間以上の耐火能力を確認した隔壁等(耐火間仕切り、ケーブルトレイ等耐火ラッピング)	DB	11	11条110	E	火災の影響軽減、留意事項	—	—	3時間以上の耐火能力を確認した隔壁等で分離する設計とする。【11条110】	—	*1:52条要求含む	
その他発電用原子炉の附属施設 ④火災防護設備	—	中央制御室の火災の影響軽減対策	DB	11	11条111 11条112 11条113 11条114 11条115 11条116 11条117 11条118 11条119	E	火災の影響軽減、留意事項	—	—	中央制御室の火災の影響軽減対策等は、実証試験結果に基づく隔離隔壁等による分離対策、高密度遮断消火設備の設置による早期の火災感知や常駐する運転員による早期の火災活動に加えて、低密度遮断消火設備による初期の火災活動に対する安全機能を有する構造物、系統及び機器を設置する火災区域は、3時間以上の耐火壁等による耐火壁設置と、屋外消火栓を設置する。【11条111】 【11条112】 【11条113】 【11条114】 【11条115】 【11条116】 【11条117】 【11条118】 【11条119】	—	*1:52条要求含む	
その他発電用原子炉の附属施設 ④火災防護設備	—	原子炉格納容器内の火災の影響軽減対策	DB	11	11条120 11条121 11条122 11条123 11条124 11条125 11条126 11条127 11条128 11条129	E	火災の影響軽減、留意事項	—	—	原子炉格納容器内の火災の影響軽減対策等は、実証試験結果に基づく隔離隔壁等による分離対策、高密度遮断消火設備による早期の火災感知や常駐する運転員による早期の火災活動に加えて、低密度遮断消火設備による初期の火災活動に対する安全機能を有する構造物、系統及び機器を設置する火災区域は、3時間以上の耐火壁等による耐火壁設置と、屋外消火栓を設置する。【11条120】 【11条121】 【11条122】 【11条123】 【11条124】 【11条125】 【11条126】 【11条127】 【11条128】 【11条129】	—	*1:52条要求含む	
その他発電用原子炉の附属施設 ④火災防護設備	—	原子炉格納容器内の火災の影響軽減対策	DB	11	11条130 11条131 11条132 11条133	E	火災の影響軽減、留意事項	—	—	原子炉格納容器内の火災の影響軽減対策等は、実証試験結果に基づく隔離隔壁等による分離対策、高密度遮断消火設備による早期の火災感知や常駐する運転員による早期の火災活動に加えて、低密度遮断消火設備による初期の火災活動に対する安全機能を有する構造物、系統及び機器を設置する火災区域は、3時間以上の耐火壁等による耐火壁設置と、屋外消火栓を設置する。【11条130】 【11条131】 【11条132】 【11条133】	—	*1:52条要求含む	
その他発電用原子炉の附属施設 ④火災防護設備	—	非常用ディーゼル発電機燃料タンク及び燃料移送ポンプの火災の影響軽減対策(防護板、距離距離)	DB	11	11条134 11条135	E	火災の影響軽減、留意事項	—	—	非常用ディーゼル発電機燃料タンク及び燃料移送ポンプについて、以下の対象を行い、上記(1)と同様の火災の影響軽減対策を講じる設計とする。【11条134】 【11条135】	—	*1:52条要求含む	
その他発電用原子炉の附属施設 ④火災防護設備	—	換気設備に対する火災の影響軽減対策	DB	11	11条134 11条135	E	火災の影響軽減、留意事項	—	—	火災防護等の重要機器等を設置する火災区域又は火災区域に隣接する換気設備には、地下火災区域又は火災区域からの火災による火災の影響軽減対策を行う設計とする。【11条134】 【11条135】	—	*1:52条要求含む	

申請対象設備				DB/SA	関連条文	基本設計方針 (リンク番号)	選定 フロー	性能・機能	明確にする必要がある仕様 (基本設計方針に記載する項目)	基本設計方針記載内容 (仕様を明確にする必要がある場合は、その仕様も記載する。)	記載資料名	備考
施設	系統	機器名										
その他発電用原子炉の附属施設 9 緊急時対策所	—	送受話器（ページング）(6,7号機共用)	DB	46	46条6	E	緊急時対策所の設置	—	原子炉冷却系に係る発電用原子炉施設の損壊その他の異常が発生した場合において、当該事故等に対応するため、発電所内の関係要員に指示を行うための必要な所内通信連絡設備及び発電所外関係箇所と専用であつて多様性を備えた通信回線にて通信連絡できる設計とする。【46条】【47条】	—	計測制御系統施設の運用	
その他発電用原子炉の附属施設 9 緊急時対策所	—	電力保安用通信電話設備（固定電話機、PHS端末及びFAX）(6,7号機共用)	DB	46	46条6	E	緊急時対策所の設置	—	同上	—	計測制御系統施設の運用	
その他発電用原子炉の附属施設 9 緊急時対策所	—	携帯型音声呼出電話設備（携帯型音声呼出電話機）(6,7号機共用)	DB/SA	46,76	46条6 76条27	E	緊急時対策所の設置、通信連絡	—	原子炉冷却系に係る発電用原子炉施設の損壊その他の異常が発生した場合において、当該事故等に対応するため、発電所内の関係要員に指示を行うための必要な所内通信連絡設備及び発電所外関係箇所と専用であつて多様性を備えた通信回線にて通信連絡できる設計とする。【46条】【47条】	—	計測制御系統施設の運用	
その他発電用原子炉の附属施設 9 緊急時対策所	—	衛星電話設備（常設）(6,7号機共用)	DB/SA	46,76	46条6 76条27	E	緊急時対策所の設置、通信連絡	—	同上	—	計測制御系統施設の運用	
その他発電用原子炉の附属施設 9 緊急時対策所	—	衛星電話設備（可搬型）(6,7号機共用)	DB/SA	46,76	46条6 76条27	E	緊急時対策所の設置、通信連絡	—	同上	—	計測制御系統施設の運用	
その他発電用原子炉の附属施設 9 緊急時対策所	—	無線連絡設備（常設）(6,7号機共用)	DB/SA	46,76	46条6 76条27	E	緊急時対策所の設置、通信連絡	—	同上	—	計測制御系統施設の運用	
その他発電用原子炉の附属施設 9 緊急時対策所	—	無線連絡設備（可搬型）(6,7号機共用)	DB/SA	46,76	46条6 76条27	E	緊急時対策所の設置、通信連絡	—	同上	—	計測制御系統施設の運用	
その他発電用原子炉の附属施設 9 緊急時対策所	—	テレビ会議システム（テレビ会議システム（社内向））(6,7号機共用)	DB	46	46条6	E	緊急時対策所の設置	—	原子炉冷却系に係る発電用原子炉施設の損壊その他の異常が発生した場合において、当該事故等に対応するため、発電所内の関係要員に指示を行うための必要な所内通信連絡設備及び発電所外関係箇所と専用であつて多様性を備えた通信回線にて通信連絡できる設計とする。【46条】【47条】	—	計測制御系統施設の運用	
その他発電用原子炉の附属施設 9 緊急時対策所	—	専用電話設備（専用電話設備（ホットライン）（地方公共団体他向））(6,7号機共用)	DB	46	46条6	E	緊急時対策所の設置	—	同上	—	計測制御系統施設の運用	
その他発電用原子炉の附属施設 9 緊急時対策所	—	衛星電話設備（社内向）（テレビ会議システム（社内向）及び衛星社内電話機）(6,7号機共用)	DB	46	46条6	E	緊急時対策所の設置	—	同上	—	計測制御系統施設の運用	
その他発電用原子炉の附属施設 9 緊急時対策所	—	候合室等防災オフィネットワークを用いた通信連絡設備（テレビ会議システム、IP-電話機及びFAX）(6,7号機共用)	DB/SA	46,76	46条6	E	緊急時対策所の設置、通信連絡	—	同上	—	計測制御系統施設の運用	
その他発電用原子炉の附属施設 9 緊急時対策所	—	安全パラメータ表示システム（SPDS）	DB/SA	46,76	46条4 76条26	E	緊急時対策所の設置、必要な情報の把握	—	緊急時対策所の情報収集設備として、事故状態等の必要な情報を把握するために必要なパラメータ等を収集し、5号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部・高気密室）内で表示できるよう、データ伝送装置（6,7号機共用、5号機に設置）、（以下同じ。）及びデータ表示装置（6,7号機に設置）、（以下同じ。）等を構成する。また、5号機原子炉建屋内緊急時対策所に保管又は保管する通信連絡設備、計測制御系統施設の設備を緊急時対策所の設備として運用する。【46条】【47条】	—	計測制御系統施設の運用	
その他発電用原子炉の附属施設 9 緊急時対策所	—	安全パラメータ表示システム（SPDS）(6,7号機共用)	DB/SA	46,76	46条4 76条26	E	緊急時対策所の設置、必要な情報の把握	—	同上	—	計測制御系統施設の運用	
その他発電用原子炉の附属施設 9 緊急時対策所	—	5号機屋外緊急連絡用インターフォン（インターフォン）(6,7号機共用)	SA	76	76条27	E	通信連絡	—	5号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部・高気密室）には、重大事故等が発生した場合においても、発電所の内外の通信連絡をすこしも遮断しないよう、データ伝送装置（6,7号機共用、5号機に設置）、（以下同じ。）及びデータ表示装置（6,7号機に設置）、（以下同じ。）等を構成する。また、5号機原子炉建屋内緊急時対策所に保管又は保管する通信連絡設備、計測制御系統施設の設備を緊急時対策所の設備として運用する。【46条】【47条】	—	計測制御系統施設の運用	
その他発電用原子炉の附属施設 9 緊急時対策所	—	電力保安用通信回線（有線系）(6,7号機共用)	DB	46	46条6	E	緊急時対策所の設置	—	原子炉冷却系に係る発電用原子炉施設の損壊その他の異常が発生した場合において、当該事故等に対応するため、発電所内の関係要員に指示を行うための必要な所内通信連絡設備及び発電所外関係箇所と専用であつて多様性を備えた通信回線にて通信連絡できる設計とする。【46条】【47条】	—	計測制御系統施設の運用	
その他発電用原子炉の附属施設 9 緊急時対策所	—	通信事業者回線（有線系、衛星系回線）(6,7号機共用)	DB	46	46条6	E	緊急時対策所の設置	—	同上	—	計測制御系統施設の運用	
その他発電用原子炉の附属施設 9 緊急時対策所	—	データ伝送設備(6,7号機共用)	DB/SA	46,76	46条4 46条5 76条26 76条28	E	緊急時対策所の設置、通信連絡	—	緊急時対策所の情報収集設備として、事故状態等の必要な情報を把握するために必要なパラメータ等を収集し、5号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部・高気密室）内で表示できるよう、データ伝送装置（6,7号機共用、5号機に設置）、（以下同じ。）及びデータ表示装置（6,7号機に設置）、（以下同じ。）等を構成する。また、5号機原子炉建屋内緊急時対策所に保管又は保管する通信連絡設備、計測制御系統施設の設備を緊急時対策所の設備として運用する。【46条】【47条】	—	計測制御系統施設の運用	
その他発電用原子炉の附属施設 9 緊急時対策所	—	データ伝送設備(6,7号機共用)	DB/SA	46,76	46条4 46条5 76条26 76条28	E	緊急時対策所の設置、通信連絡	—	緊急時対策所のデータ伝送設備として、緊急時対策支援システムデータ伝送装置（6,7号機共用、5号機に設置）、（以下同じ。）及びデータ表示装置（6,7号機に設置）、（以下同じ。）等を構成する。また、5号機原子炉建屋内緊急時対策所に保管又は保管する通信連絡設備、計測制御系統施設の設備を緊急時対策所の設備として運用する。【46条】【47条】	—	計測制御系統施設の運用	

2. 比較表（技術基準要求機器リスト）

施設区分	申請対象設備機器名		明確にする必要がある仕様及び説明書		申請対象設備 機器名	明確にする必要がある 仕様及び説明書	差異理由
	玄海	東海第二	玄海	東海第二			
施設共通（竜巻）	防護壁（防護ネット）	防護ネット	材料 縫径 網目寸法	材料 縫径 網目寸法	竜巻防護ネット（建屋開口部竜巻防護ネット）	材料 縫径 網目寸法	差異なし。
				発電用原子炉施設の自然現象等による損傷の防止に関する説明書	発電用原子炉施設の自然現象等による損傷の防止に関する説明書	発電用原子炉施設の自然現象等による損傷の防止に関する説明書	
施設共通（竜巻）	竜巻防護鋼板	防護鋼板	材料 厚さ	材料 厚さ	竜巻防護鋼板（換気空調系グリッド防護壁） 竜巻防護鋼板（原子炉補機冷却海水系配管防護壁） 竜巻防護鋼板（非常用ディーゼル発電設備燃料移送ポンプ防護板）	材料 厚さ	差異なし。
				発電用原子炉施設の自然現象等による損傷の防止に関する説明書	発電用原子炉施設の自然現象等による損傷の防止に関する説明書	発電用原子炉施設の自然現象等による損傷の防止に関する説明書	
施設共通（竜巻）	竜巻防護建屋		材料 厚さ				玄海は重大事故等対処設備を施設内に配備し防護するが、柏崎刈羽7号機は他の重大事故等対処設備に影響を及ぼさない場所に保管（位置的分散）するため対象建屋なし。
施設共通（竜巻）	竜巻防護扉	扉	材料 厚さ	材料 厚さ	竜巻防護扉	材料 厚さ	差異なし。
				発電用原子炉施設の自然現象等による損傷の防止に関する説明書	発電用原子炉施設の自然現象等による損傷の防止に関する説明書	発電用原子炉施設の自然現象等による損傷の防止に関する説明書	
施設共通（竜巻）	竜巻防護扉	扉	材料 厚さ	材料 厚さ	竜巻防護扉（建屋開口部竜巻防護鋼製フード） 竜巻防護フード（建屋開口部竜巻防護コンクリート製フード）	材料 厚さ	設備構成の差異であり、東海第二には防護鋼板で建屋開口部を防護するのにに対し、柏崎刈羽7号機は防護フードにより防護するため記載。
				発電用原子炉施設の自然現象等による損傷の防止に関する説明書	発電用原子炉施設の自然現象等による損傷の防止に関する説明書	発電用原子炉施設の自然現象等による損傷の防止に関する説明書	
施設共通（火山）					非常用ディーゼル発電設備 燃料移送ポンプ防護板 非常用ディーゼル発電設備 燃料移送配管防護板	—	柏崎刈羽7号機特有の設備であり、非常用ディーゼル発電設備燃料系を屋外に設置しているため、防護板により防護するため記載。
						—	
施設共通（外部火災）					非常用ディーゼル発電設備 燃料移送ポンプ防護板	—	柏崎刈羽7号機特有の設備であり、非常用ディーゼル発電設備燃料系を屋外に設置しているため、防護板により防護するため記載。
						—	
施設共通（アクセスルート）	ホイールローダ	ホイールローダ	台数	台数	ホイールローダ（6,7号機共用）	台数	差異なし。
				安全設備及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書		安全設備及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書	
施設共通（地震）		原子炉建屋地下排水設備	容量 揚程 原動機出力 個数 計測範囲	7号機地下水排水設備 5号機地下水排水設備（6,7号機共用）	容量 揚程 原動機出力 個数 検出範囲	設定根拠に関する説明書（別添）	差異なし。
核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設	使用済燃料ビット監視カメラ	使用済燃料ブール監視カメラ	個数	個数	使用済燃料貯蔵ブール監視カメラ	個数	差異なし。
				使用済燃料貯蔵槽の温度、水位及び漏えいを監視する装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書		使用済燃料貯蔵槽の温度、水位及び漏えいを監視する装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書	
核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設	使用済燃料ビット監視カメラ冷却設備	使用済燃料ブール監視カメラ空冷装置	個数 コンプレッサ容量 エアコン・冷却能力 設定根拠に関する説明書（別添）	個数 容量	使用済燃料貯蔵ブール監視カメラ空冷装置	個数 容量	差異なし。
				設定根拠に関する説明書（別添）		設定根拠に関する説明書（別添）	
核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設	シルトフェンス	汚濁防止膜	高さ 幅 個数	高さ 幅 個数	汚濁防止膜（6,7号機共用）	高さ 幅 個数	差異なし。
				設定根拠に関する説明書（別添）		設定根拠に関する説明書（別添）	

施設区分	申請対象設備機器名		明確にする必要がある仕様及び説明書		申請対象設備 機器名	明確にする必要がある 仕様及び説明書	差異理由
	玄海	東海第二	玄海	東海第二			
核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設	放射性物質吸着材		重量 個数	設定根拠に関する説明書 (別添)	放射性物質吸着材 (6,7号機 共用)	重量	東二では自主対策設備とし てある。
			設定根拠に関する説明書 (別添)			設定根拠に関する説明書 (別添)	
核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設	小型船舶（放射線管理施設、原子炉格納施設と兼用）		個数	設定根拠に関する説明書 (別添)	小型船舶（汚濁防止膜設置 用）(6,7号機共用)	個数	東海第二では汚濁防止膜 (可搬型) の設置に小型船 舶を使用しない。
			設定根拠に関する説明書 (別添)			設定根拠に関する説明書 (別添)	
核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設		静的サイフォンブレーカ		—	サイフォンブレーク孔	—	差異なし。
				使用済燃料貯蔵槽の水深の 遮蔽能力に関する説明書		使用済燃料貯蔵槽の水深の 遮蔽能力に関する説明書	
核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設					可搬型計測器 可搬型計測器 (6,7号機共 用) (予備)	個数	主登録である計測制御系 統に記載。
原子炉冷却系統施設	主蒸気安全弁及び逃がし弁		漏えい量	設定根拠に関する説明書 (別添)			柏崎刈羽7号機は当該設備に 対し、同様の管理値はない ため対象外。
原子炉冷却系統施設	タービンバイパス弁 (3TCY- 500A, B, C, D, E, F, F, G, H, J, K, L, M)		容量 個数				
原子炉冷却系統施設		フィルタ装置	pH	原子炉格納施設の設計条件 に関する説明書	pH フィルタ装置	原子炉格納施設の設計条件 に関する説明書	差異なし。
原子炉冷却系統施設		遠隔人力操作機構	個数				
原子炉冷却系統施設		耐圧強化ペント系	系統設計流量	原子炉格納施設の設計条件 に関する説明書	耐圧強化ペント系 (系統設 計流量)	系統設計流量	差異なし。
原子炉冷却系統施設		格納容器逃がし装置	系統設計流量			原子炉格納施設の設計条件 に関する説明書	
原子炉冷却系統施設		サプレッション・チェンバ	容量 個数	原子炉格納施設の設計条件 に関する説明書	原子炉格納容器 (サプレッ ション・チェンバ)	容量 個数	差異なし。
原子炉冷却系統施設			原子炉格納施設の設計条件 に関する説明書			原子炉格納施設の設計条件 に関する説明書	
原子炉冷却系統施設				水酸化ナトリウム水溶液 (6,7号機共用)	容量 pH	柏崎刈羽7号機特有の設備で あり、よう素除去機能に必 要な仕様であるため記載。 (主登録である原子炉格納 施設に記載。)	
原子炉冷却系統施設				原子炉格納施設の設計条件 に関する説明書			

施設区分	申請対象設備機器名		明確にする必要がある仕様及び説明書		申請対象設備 機器名	明確にする必要がある 仕様及び説明書	差異理由
	玄海	東海第二	玄海	東海第二			
原子炉冷却系統施設					遠隔空気駆動弁操作設備	個数 原子炉格納施設の設計条件に関する説明書	柏崎刈羽 柏崎刈羽7号機特有の設備であり、遠隔弁の操作に必要な仕様であるため記載。 (主登録である原子炉格納施設に記載。)
原子炉冷却系統施設					燃料取替床プローブアウトバルブ	設置枚数 開放差圧	柏崎刈羽7号機では、燃料取替床プローブアウトバルブを技術基準規則61条の設備として原子炉冷却系統施設に位置付けしており、原子炉建屋原子炉区域内の圧力及び温度を監視させる機能が必ず付随するため記載。 (主登録である原子炉格納施設に記載。)
計測制御系統施設			<ul style="list-style-type: none"> ・ フィルタ装置入口水素濃度 ・ フィルタ装置水位 ・ フィルタ装置圧力 ・ フィルタ装置スクラビング水温度 ・ 残留熱除去系海水系系統流量 ・ 緊急用海水系流量（残留熱除去系熱交換器） ・ 緊急用海水系流量（残留熱除去系補機） ・ 常設高圧代替注水系ポンプ吐出圧力 ・ 常設低圧代替注水系ポンプ吐出圧力 ・ 代替循環冷却却系ポンプ吐出圧力 ・ 原子炉隔離時冷却却系ポンプ吐出圧力 ・ 高圧炉心スプレイ系ポンプ吐出圧力 ・ 低圧炉心スプレイ系ポンプ吐出圧力 ・ 残留熱除去系ポンプ吐出圧力 	<p>計測範囲 個数</p> <p>計測装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書</p>	<p>計測範囲 個数</p> <p>計測装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書</p> <p>フィルタ装置水素濃度 フィルタ装置水位 フィルタ装置入口圧力 フィルタ装置スクラバ水pH フィルタ装置金属フィルタ差圧 原子炉補機冷却水系系統流量 残留熱除去系熱交換器入口 冷却水流量 海水移送ポンプ吐出圧力 原子炉圧力容器温度</p>	<p>計測範囲 個数</p> <p>計測装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書</p>	<p>差異なし。（柏崎刈羽7号機として必要なパラメータを抽出している。）</p>
計測制御系統施設	静的触媒式水素再結合装置 静的触媒式水素再結合器動作監視装置 (記載内容比較のため転記。)		検出器の種類 計測範囲 個数	検出器の種類 計測範囲 個数	静的触媒式水素再結合器動作監視装置 原子炉格納施設の水素濃度低減性能に関する説明書	検出器の種類 計測範囲 個数	原子炉格納施設の水素濃度低減性能に関する説明書 差異なし。
計測制御系統施設	可搬型計測器	可搬型計測器	個数	個数	可搬型計測器 可搬型計測器(6,7号機共用) (予備)	個数	計測装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明 差異なし。
計測制御系統施設	代替格納容器空開気ガスサンプリング圧縮装置		吐出圧力 容量 個数				柏崎刈羽7号機では格納容器内ガスサンプリングポンプを期待しているため対象設備なし。
計測制御系統施設	格納容器内空開気ガスサンプリング装置		設定根拠に関する説明書 (別添)				
計測制御系統施設	格納容器内空開気ガスサンプリング装置		圧縮機吐出圧力 圧縮機容量 冷却器容量 室素ボンベ個数 空調機容量	設定根拠に関する説明書 (別添)	格納容器内ガスサンプリングポンプ	個数 吐出圧力 容量	東海第二は設備構成による差異であり、東海第二の格納容器内空開気ガスサンプリング装置(圧縮機、冷却器、ガスポンベ、空調機)の機能は、柏崎刈羽7号機では格納容器内ガスサンプリングポンプと格納容器内ガス冷却器により果たしている。
計測制御系統施設	格納容器空開気ガスサンプル冷却器		伝熱面積		格納容器内ガス冷却器	個数 伝熱面積	東海第二は設備構成による差異であり、冷却器は東海第二の格納容器内空開気ガスサンプリング装置に含まれている。
計測制御系統施設	非常用窒素供給系高圧窒素ガスボンベ		設定根拠に関する説明書 (別添)			設定根拠に関する説明書 (別添)	
計測制御系統施設	非常用逃がし安全弁駆動系高圧窒素ボンベ		空調機容量				東海第二特有の設備であり、柏崎刈羽7号機ではガスボンベ用の空調機は設置しないため対象設備なし。
計測制御系統施設			空調機容量	設定根拠に関する説明書 (別添)			東海第二特有の設備であり、柏崎刈羽7号機ではガスボンベ用の空調機は設置しないため対象設備なし。

施設区分	申請対象設備機器名		明確にする必要がある仕様及び説明書		申請対象設備 機器名	明確にする必要がある 仕様及び説明書	差異理由
	玄海	東海第二	玄海	東海第二			
計測制御系統施設	格納容器水素濃度計測装置 接続用1.5m、3mフレキシブルホース		最高使用圧力			柏崎刈羽	柏崎刈羽7号機では格納容器内水素濃度の監視を常設のサンプリング装置により行うため対象設備なし。
			設定根拠に関する説明書 (別添)				
計測制御系統施設	代替格納容器弊開気ガスサンプリング圧縮装置接続用 2mフレキシブルホース		最高使用圧力				柏崎刈羽7号機では格納容器内水素濃度の監視を常設のサンプリング装置により行うため対象設備なし。
			設定根拠に関する説明書 (別添)				
計測制御系統施設	酸素濃度計（中央制御室用）		個数				柏崎刈羽7号機では「酸素・二酸化炭素濃度計（6,7号機共用）」として、計測制御系統施設の発電用原子炉の運転を管理するための制御装置（要目表）に記載しているため対象外。
			中央制御室の機能に関する説明書				
計測制御系統施設	二酸化炭素濃度計（中央制御室用）		個数				柏崎刈羽7号機では「酸素・二酸化炭素濃度計（6,7号機共用）」として、計測制御系統施設の発電用原子炉の運転を管理するための制御装置（要目表）に記載しているため対象外。
			中央制御室の機能に関する説明書				
計測制御系統施設	中央制御室用可搬型照明		個数				柏崎刈羽7号機では「可搬型蓄電池内蔵型照明」として、計測制御系統施設の発電用原子炉の運転を管理するための制御装置（要目表）に記載しているため対象外。
			中央制御室の機能に関する説明書				
計測制御系統施設	(1)原子炉非常停止信号 ・出力領域中性子束高 (高設定、低設定) ・過大温度 ΔT 高 ・過出力 ΔT 高 ・原子炉出力高 ・原子炉出力低 ・1次冷却材流量低 ・1次冷却材ポンプ電源電圧低 ・蒸気発生器水位低 ・タービンヒートアップ (2)非常用炉心冷却設備作動信号 ・炉心圧力低 ・主蒸気ライン圧力低 ・原子炉格納容器圧力高 (3)主蒸気ライン離隔信号 ・主蒸気ライン圧力低 (4)原子炉格納容器スプレイ作動信号 ・原子炉格納容器圧力異常高		応答時間			柏崎刈羽7号機では既設の安全保護系について変更がないため対象外。	
			発電用原子炉の運転を管理するための制御装置に係る制御方法に関する説明書				
計測制御系統施設	制御堆積物装置冷却ユニット（原子炉冷却系統施設と兼用）		容量 ^(注)				柏崎刈羽7号機には対象設備なし。
			設定根拠に関する説明書 (別添)				
計測制御系統施設				自動減圧系の起動阻止スイッチ		個数	申請方針の差異であり、設置許可本文で個数について記載をしているため記載。
放射性廃棄物の廃棄施設	格納容器床 ドレンサンプ導入管		高さ				東海第二特有の設備であり、柏崎刈羽7号機では有効性評価上不要な設備であるため対象設備なし。
			原子炉格納施設の設計条件に関する説明書				
放射線管理施設	可搬型気象観測設備	可搬型気象観測設備	個数	個数	可搬型気象観測装置（6,7号機共用）	個数	差異なし。
			環境測定装置の構造図（可搬型気象観測設備）	環境測定装置の取付箇所を明示した図面 可搬型気象観測設備		環境測定装置の取付箇所を明示した図面（可搬型気象観測設備設置場所）	

施設区分	申請対象設備機器名		明確にする必要がある仕様及び説明書		申請対象設備 機器名	明確にする必要がある 仕様及び説明書	差異理由
	玄海	東海第二	玄海	東海第二			
放射線管理施設	小型船舶（核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設に記載。比較のため転記。）	小型船舶	個数	個数	小型船舶（海上モニタリング用）（6,7号機共用）	個数	設備構成は差異なし。 個数については個別の説明書に記載していないため、 玄海同様に「設定根拠に関する説明書（別添）」において個数を記載している。 (玄海は核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設に記載しているが、柏崎刈羽号機は放射線管理施設として整理。)
放射線管理施設	可搬式ダスト・よう素サンプラー	可搬型ダスト・よう素サンプラー	個数	個数	可搬型ダスト・よう素サンプラー（6,7号機共用）	個数	差異なし。
放射線管理施設	使用済燃料ピット周辺線量率 可搬型記録計（3,4号機共用）		個数	管理区域の出入管理設備及び環境試料分析装置に関する説明書	管理区域の出入管理設備及び環境試料分析装置に関する説明書		玄海はSA時に使用済燃料貯蔵槽の上部空間線量率を監視する設備として、左記の可搬型設備を配備することとしているが、柏崎刈羽7号機は常設設備の使用済燃料貯蔵マーカー放射線モータ（高レンジ・低レンジ）及びその関連機器によりその機能を果たしているため、可搬型設備を有していない。
放射線管理施設	使用済燃料ピット周辺線量率 (低レンジ)用変換器（3,4号機共用、4号機に保管）		個数	放射線管理用計測装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書			玄海はSA時に使用済燃料貯蔵槽の上部空間線量率を監視する設備として、左記の可搬型設備を配備することとしているが、柏崎刈羽7号機は常設設備の使用済燃料貯蔵マーカー放射線モータ（高レンジ・低レンジ）及びその関連機器によりその機能を果たしているため、可搬型設備を有していない。
放射線管理施設	使用済燃料ピット周辺線量率（中間レンジ）用可搬型RMS計測装置（3,4号機共用、4号機に保管）		個数	放射線管理用計測装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書			玄海はSA時に使用済燃料貯蔵槽の上部空間線量率を監視する設備として、左記の可搬型設備を配備することとしているが、柏崎刈羽7号機は常設設備の使用済燃料貯蔵マーカー放射線モータ（高レンジ・低レンジ）及びその関連機器によりその機能を果たしているため、可搬型設備を有していない。
放射線管理施設	使用済燃料ピット周辺線量率（高レンジ）用可搬型RMS計測装置（3,4号機共用、4号機に保管）		個数	放射線管理用計測装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書			玄海はSA時に使用済燃料貯蔵槽の上部空間線量率を監視する設備として、左記の可搬型設備を配備することとしているが、柏崎刈羽7号機は常設設備の使用済燃料貯蔵マーカー放射線モータ（高レンジ・低レンジ）及びその関連機器によりその機能を果たしているため、可搬型設備を有していない。
放射線管理施設		中央制御室待避室差圧計		個数 計測範囲			柏崎刈羽7号機では、「中央制御室差圧計（6,7号機共用）」として、計測制御系統施設の発電用原子炉の運転を管理するための制御装置（要目表）に記載している。
放射線管理施設		緊急対策所用差圧計（東海、東海第二発電所共用）		個数 計測範囲			柏崎刈羽7号機では、緊急時対策所の「1号機原子炉建屋内緊急時対策所用差圧計（6,7号機共用）」として整理している。
放射線管理施設		第二弁操作室差圧計		個数 計測範囲			東海第二特有の設備であり、柏崎刈羽7号機では該当の部屋が存在していない。
放射線管理施設		第二弁操作室遮蔽		原子炉格納施設の設計条件に関する説明書			柏崎刈羽7号機では、原子炉格納施設の「遠隔手動弁操作設備遮蔽」として記載。
原子炉格納施設	静的触媒式水素再結合装置 作動温度計測装置		材料厚さ				柏崎刈羽7号機では、原子炉格納施設の「遠隔手動弁操作設備遮蔽」として記載。
原子炉格納施設	イグナイタ作動温度計測装置		検出器の種類 計測範囲				柏崎刈羽7号機は計測制御系統施設に記載。
原子炉格納施設			原子炉格納施設の水素濃度 低減性能に関する説明書				柏崎刈羽7号機は計測制御系統施設に記載。
原子炉格納施設			原子炉格納施設の水素濃度 低減性能に関する説明書				柏崎刈羽7号機は水素濃度制御設備としては静的触媒式水素再結合器のみを期待しているため対象設備なし。

施設区分	申請対象設備機器名		明確にする必要がある仕様及び説明書		申請対象設備 機器名	明確にする必要がある 仕様及び説明書	差異理由
	玄海	東海第二	玄海	東海第二			
原子炉格納施設		泡混合器		個数	泡原液混合装置（6,7号機共用）	個数	差異なし。
				設定根拠に関する説明書（別添）		設定根拠に関する説明書（別添）	
原子炉格納施設	泡消火薬剤（移動式大容量ポンプ車）	泡消火薬剤容器（大型ポンプ用）	容量（泡消火薬剤） 容量個数	泡消火薬剤	容量	柏崎刈羽7号機は玄海と同じ。東二是泡消火薬剤容器を申請対象としており、その個数を「明確にする必要がある仕様」と整理している。	
				設定根拠に関する説明書（別添）		設定根拠に関する説明書（別添）	
原子炉格納施設	格納容器再循環ユニット（原子炉冷却系統施設と兼用）		漏えい量 設定根拠に関する説明書			柏崎刈羽7号機では、漏えい位置を特定できない原子炉格納容器内の漏えいに対する効性評価上期待していないため対象設備なし。	
原子炉格納施設		サプレッション・チェンバ	容量個数 原子炉格納施設の設計条件に関する説明書	原子炉格納容器（サプレッション・チェンバ） 原子炉格納施設の設計条件に関する説明書	容量個数 原子炉格納施設の設計条件に関する説明書	差異なし。	
原子炉格納施設		コリウムシールド	高さ 厚さ 材料個数 原子炉格納施設の設計条件に関する説明書	コリウムシールド	高さ 厚さ 材料個数 原子炉格納施設の設計条件に関する説明書	差異なし。	
原子炉格納施設		格納容器床 ドレンサンプ導入管	高さ 原子炉格納施設の設計条件に関する説明書			東海第二特有の設備であり、柏崎刈羽7号機では有効性評価上不要な設備であるため対象設備なし。	
原子炉格納施設		格納容器機器 ドレンサンプ導入管	高さ 原子炉格納施設の設計条件に関する説明書			東海第二特有の設備であり、柏崎刈羽7号機では有効性評価上不要な設備であるため対象設備なし。	
原子炉格納施設		格納容器床 ドレンサンプスリット	高さ 幅 厚さ 材料 原子炉格納施設の設計条件に関する説明書			東海第二特有の設備であり、東海第二において設置している格納容器床 ドレンサンプ導入管の下流側の設備であること。及ぼす影響等が柏崎刈羽7号機では有効性評価上不要であることから、柏崎刈羽7号機では格納容器床 ドレンサンプスリットを設置する必要無し。)	
原子炉格納施設		格納容器機器 ドレンサンプスリット	高さ 幅 厚さ 材料 原子炉格納施設の設計条件に関する説明書			東海第二特有の設備であり、東海第二において設置している格納容器機器 ドレンサンプ導入管の下流側の設備であること及び導入管が柏崎刈羽7号機では有効性評価上不要であることから、柏崎刈羽7号機では格納容器機器 ドレンサンプスリットを設置する必要無し。)	
原子炉格納施設		原子炉建屋外側プローアウトパネル	設置枚数 開放差圧 安全設備及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書	燃料取替床 プローアウトパネル	—	差異なし。（明確にする仕様の要求があるのは兼用先である原子炉冷却系統施設、浸水防護施設であり、原子炉格納施設としては明確にすべき仕様の要求はない。）	
原子炉格納施設		プローアウトパネル閉止装置	個数 安全設備及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書	燃料取替床 プローアウトパネル閉止装置	個数 安全設備及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書	差異なし。	
原子炉格納施設		格納容器圧力逃がし装置	系統設計流量 原子炉格納施設の設計条件に関する説明書	格納容器圧力逃がし装置（系統設計流量）	系統設計流量 原子炉格納施設の設計条件に関する説明書	差異なし。	

施設区分	申請対象設備機器名		明確にする必要がある仕様及び説明書		申請対象設備 機器名	明確にする必要がある 仕様及び説明書	差異理由
	玄海	東海第二	玄海	東海第二			
原子炉格納施設	フィルタ装置		p H	p H	p H	p H	差異なし。
原子炉格納施設	移送ポンプ		容量 揚程 個数	原子炉格納施設の設計条件 に関する説明書		原子炉格納施設の設計条件 に関する説明書	柏崎刈羽7号機は「ドレン移 送ポンプ」として要目表に記載。
原子炉格納施設	遠隔人力操作機構		個数	原子炉格納施設の設計条件 に関する説明書	遠隔手動弁操作設備	原子炉格納施設の設計条件 に関する説明書	差異なし。
原子炉格納施設	シルトフェンス（核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設に記載。記載内容比較のため転記。）	汚漏防止膜（可搬型）	高さ 幅 個数	高さ 幅 個数	汚漏防止膜（6,7号機共用）	汚漏防止膜 （別添）	差異なし。
原子炉格納施設					小型船舶（汚漏防止膜設置用）（6,7号機共用）	個数	柏崎刈羽7号機特有の設備で あり、海洋への放射性物質の拡散抑制に必要な機器であるため記載。
原子炉格納施設					放射性物質吸着材（6,7号機 共用）	重量	柏崎刈羽7号機特有の設備で あり、海洋への放射性物質の拡散抑制に必要な機器であるため記載。
原子炉格納施設	第二弁操作室遮蔽（放射線管理施設に記載。記載内容比較のため転記。）		材料 厚さ	原子炉格納施設の設計条件 に関する説明書	遠隔手動弁操作設備遮蔽	材料 厚さ	差異なし。（東海第二は、 放射線管理施設の「第二弁 操作室遮蔽」として記載し ているが、柏崎刈羽7号機は 原子炉格納施設に記載。）
原子炉格納施設					遠隔空気駆動弁操作設備	個数	柏崎刈羽7号機特有の設備で あり、格納容器内から外 へ放出される放射性物質の 拡散抑制に必要な機器である ため記載。
原子炉格納施設				水酸化ナトリウム水溶液 (6,7号機共用)	原子炉格納施設の設計条件 に関する説明書	容量 p H	柏崎刈羽7号機特有の設備で あり、よう素除去機能に必 要な仕様であるため記載。
原子炉格納施設				主蒸気系トンネル室プロ アウトパネル	設置枚数 開放差圧	安全設備及び重大事故等対 処設備が使用される条件の 下における健全性に関する 説明書	柏崎刈羽7号機特有の設備で あり、運転員の被ばくを低 減するため及び溢水による 損傷防止のために必要な機 器であるため記載。
原子炉格納施設				耐圧強化ペント系（系統設 計流量）	原子炉格納施設の設計条件 に関する説明書	系統設計流量	柏崎刈羽7号機特有の設備で あり、原子炉格納容器内の 水素ガス及び酸素ガスの排 出るために必要な機器である ため記載。

施設区分	申請対象設備機器名		明確にする必要がある仕様及び説明書		申請対象設備 機器名	明確にする必要がある 仕様及び説明書	差異理由
	玄海	東海第二	玄海	東海第二			
非常用電源設備	メタルクラッド開閉装置	メタルクラッド開閉装置	電圧 電流 母線数	電圧 電流 母線数	メタルクラッド開閉装置 (C,D系)	容量 個数	給電機能に対して、容量及び個数を仕様要求と整理し、先行電力と同様に、容量及び個数について「設定根拠に関する説明書(別添)」にて説明しているため、記載の適正化を行った。
			設定根拠に関する説明書 (別添)	設定根拠に関する説明書 (別添)		設定根拠に関する説明書 (別添)	
					メタルクラッド開閉装置 (C,D系)	—	工事計画の申請範囲の差異であり、柏崎刈羽7号機は、技術基準規則第45条第3項第1号に係る内容を、本工事計画にて申請する。
			電圧 電流 母線数	電圧 電流 母線数	メタルクラッド開閉装置 (E系)	容量 個数	給電機能に対して、容量及び個数を仕様要求と整理し、先行電力と同様に、容量及び個数について「設定根拠に関する説明書(別添)」にて説明しているため、記載の適正化を行った。
			設定根拠に関する説明書 (別添)	設定根拠に関する説明書 (別添)		設定根拠に関する説明書 (別添)	
					メタルクラッド開閉装置 (E系)	—	工事計画の申請範囲の差異であり、柏崎刈羽7号機は、技術基準規則第45条第3項第1号に係る内容を、本工事計画にて申請する。
			電圧 電流 母線数	電圧 電流 母線数			非常用発電装置の出力の決定に関する説明書
			設定根拠に関する説明書 (別添)				
非常用電源設備		メタルクラッド開閉装置 H P C S					東海第二特有の設備であり、柏崎刈羽7号機では、HPCS専用の電源系統は無く、安全区分3系統にて電源構成しているため対象設備なし。
非常用電源設備	パワーセンタ	パワーセンタ	電圧 電流 母線数	電圧 電流 母線数	パワーセンタ	容量 個数	給電機能に対して、容量及び個数を仕様要求と整理し、先行電力と同様に、容量及び個数について「設定根拠に関する説明書(別添)」にて説明しているため、記載の適正化を行った。
			設定根拠に関する説明書 (別添)	設定根拠に関する説明書 (別添)		設定根拠に関する説明書 (別添)	
					パワーセンタ	—	工事計画の申請範囲の差異であり、柏崎刈羽7号機は、技術基準規則第45条第3項第1号に係る内容を、本工事計画にて申請する。
			非常用発電装置の出力の決定に関する説明書				
非常用電源設備	コントロールセンタ	モータコントロールセンタ	電圧 電流 母線数	電圧 電流 母線数	モータコントロールセンタ	容量 個数	給電機能に対して、容量及び個数を仕様要求と整理し、先行電力と同様に、容量及び個数について「設定根拠に関する説明書(別添)」にて説明しているため、記載の適正化を行った。
			設定根拠に関する説明書 (別添)	設定根拠に関する説明書 (別添)		設定根拠に関する説明書 (別添)	
					モータコントロールセンタ	—	工事計画の申請範囲の差異であり、柏崎刈羽7号機は、技術基準規則第45条第3項第1号に係る内容を、本工事計画にて申請する。
			非常用発電装置の出力の決定に関する説明書				
非常用電源設備		モータコントロールセンタ H P C S					東海第二特有の設備であり、柏崎刈羽7号機では、HPCS専用の電源系統は無く、安全区分3系統にて電源構成しているため対象設備なし。
非常用電源設備	動力変圧器	動力変圧器	電圧 容量 台数	電圧 容量 個数	動力変圧器	容量 個数	給電機能に対して、容量及び個数を仕様要求と整理し、先行電力と同様に、容量及び個数について「設定根拠に関する説明書(別添)」にて説明しているため、記載の適正化を行った。
			設定根拠に関する説明書 (別添)	設定根拠に関する説明書 (別添)		設定根拠に関する説明書 (別添)	

施設区分	申請対象設備機器名		明確にする必要がある仕様及び説明書		申請対象設備 機器名	明確にする必要がある 仕様及び説明書	差異理由
	玄海	東海第二	玄海	東海第二			
非常用電源設備	<ul style="list-style-type: none"> 緊急用断路器 緊急用メタルクラッド開閉装置 緊急用パワーセンタ 緊急用モーターコントローラー 緊急用直流125V主母線盤 緊急用直流125Vタコントローラーセンタ 緊急用直流125V計装分電盤 緊急用無停電計装分電盤 可搬型代替低圧電源車接続盤 可搬型代替直流水電源設備用電源切替装置 緊急時対策所用メタルクラッド開閉装置（東海、東海第二発電所共用） 緊急時対策所用パワーセンタ（東海、東海第二発電所共用） 緊急時対策所用モータコンタクト・セレクタ（東海、東海第二発電所共用） 緊急時対策所用100V分電盤（東海、東海第二発電所共用） 緊急時対策所用直流125V主母線盤（東海、東海第二発電所共用） 緊急時対策所用直流コントロールセンタ 代替電源接続盤1 代替電源接続盤2（3、4号機共用） 発電機操作電盤（3、4号機共用） 通信・照明分電盤（100V）（3、4号機共用） PC・コンセント分電盤（100V）（3、4号機共用） 動力分電盤（200V）（3、4号機共用） 	<p>電圧 電流 個数</p> <p>設定根拠に関する説明書（別添）</p>	<p>電圧 電流 個数</p> <p>緊急用断路器（6,7号機共用） AM用MCC（TB-1A, TB-1B, TB-1C） AM用HPC（TB-1D） 緊急用電源切替箱接続装置 緊急用電源切替箱断路器 AM用切替盤 直流125V充電器（7A） 直流125V充電器（7A-2） 直流125V充電器（7B） 直流125V充電器（7C, 7D） 直流125V主母線盤（7A） 直流125V主母線盤（7B） 直流125V主母線盤（7C, 7D） 直流125V HPAC MCC 125V同時投入防止用切替盤 AM用切替装置（SRV） 5号機原子炉建屋内緊急時対策所用交流110V分電盤1（6,7号機共用） 5号機原子炉建屋内緊急時対策所用交流110V分電盤2（6,7号機共用） 5号機原子炉建屋内緊急時対策所用交流110V分電盤3（6,7号機共用） 5号機原子炉建屋内緊急時対策所用受電盤（6,7号機共用） 5号機原子炉建屋内緊急時対策所用6号機電源切替盤（6,7号機共用）</p>	容量 個数	緊急用断路器（6,7号機共用） AM用切替盤（SRV） 5号機原子炉建屋内緊急時対策所用交流110V分電盤1（6,7号機共用） 5号機原子炉建屋内緊急時対策所用交流110V分電盤2（6,7号機共用） 5号機原子炉建屋内緊急時対策所用交流110V分電盤3（6,7号機共用） 5号機原子炉建屋内緊急時対策所用受電盤（6,7号機共用） 5号機原子炉建屋内緊急時対策所用6号機電源切替盤（6,7号機共用）	柏崎刈羽7号機として必要な電源類を抽出している。 仕様については、給電機能に対して、容量（電流又は電力）及び個数を仕様要求と整理し、先行電力と同様に、容量及び個数について「設定根拠に関する説明書（別添）」にて説明しているため、記載の適正化を行った。	
非常用電源設備	<ul style="list-style-type: none"> 緊急用動力変圧器 可搬型整流器用変圧器 緊急用計装式直主母線盤 緊急時対策所用動力変圧器（東海、東海第二発電所共用） 	<p>電圧 容量 個数</p> <p>AM用動力変圧器 5号機原子炉建屋内緊急時対策所用主母線盤（6,7号機共用）</p> <p>設定根拠に関する説明書（別添）</p>	<p>電圧 容量 個数</p> <p>AM用動力変圧器 5号機原子炉建屋内緊急時対策所用主母線盤（6,7号機共用）</p> <p>設定根拠に関する説明書（別添）</p>	容量 個数	柏崎刈羽7号機として必要な電源類を抽出している。 仕様については、給電機能に対して、容量（電流又は電力）及び個数を仕様要求と整理し、先行電力と同様に、容量及び個数について「設定根拠に関する説明書（別添）」にて説明しているため、記載の適正化を行った。		
非常用電源設備	動力変圧器HPCS	<p>電圧 容量 個数</p> <p>設定根拠に関する説明書（別添）</p>	<p>電圧 容量 個数</p> <p>設定根拠に関する説明書（別添）</p>		東海第二特有の設備であり、柏崎刈羽7号機では、HPCS専用の電源系統は無く、安全区分3系統にて電源構成しているため対象設備なし。		
非常用電源設備				容量 個数	柏崎刈羽7号機特有の設備であり、外部電源が期待できない場合に通信連絡設備の動的制御が必要な電源を給電するため必要な設備であるため記載。		
非常用電源設備				可搬ケーブル（6,7号機共用）	容量 個数	柏崎刈羽7号機特有の設備であり、5号機原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備からの給電に必要な設備であるため記載。	
非常用電源設備	タンクローリ（3,4号機共用）	<p>容量 台数</p> <p>設定根拠に関する説明書（別添）</p>				柏崎刈羽7号機は、要目表に記載しないタンクローリはない。	
非常用電源設備	号炉間電力融通電路（3,4号機共用）	<p>電圧 電流 個数</p> <p>設定根拠に関する説明書（別添）</p>			容量 個数	給電機能に対して、容量及び個数を仕様要求と整理し、先行電力と同様に、容量及び個数について「設定根拠に関する説明書（別添）」にて説明しているため、記載の適正化を行った。	
非常用電源設備	予備ケーブル（号炉間電力融通用）（3,4号機共用）	<p>電圧 電流 本数</p> <p>設定根拠に関する説明書（別添）</p>			容量 個数	給電機能に対して、容量及び個数を仕様要求と整理し、先行電力と同様に、容量及び個数について「設定根拠に関する説明書（別添）」にて説明しているため、記載の適正化を行った。	
浸水防護施設	耐震性海水ピット水位計（監視含む）	取水ピット水位計	<p>計測範囲</p> <p>発電用原子炉施設の自然現象等による損傷の防止に関する説明書</p>	<p>個数 計測範囲</p> <p>環境測定装置の取付箇所を明示した図面 津波監視設備 発電用原子炉施設の自然現象等による損傷防止に関する説明書</p>	<p>計測範囲</p> <p>取水槽水位計</p>	<p>計測範囲</p> <p>発電用原子炉施設の自然現象等による損傷の防止に関する説明書</p>	柏崎刈羽7号機では、個数は技術基準規則の要求に合まれないものと整理。

施設区分	申請対象設備機器名		明確にする必要がある仕様及び説明書		申請対象設備 機器名	明確にする必要がある 仕様及び説明書	差異理由
	玄海	東海第二	玄海	東海第二			
浸水防護施設		潮位計		個数 計測範囲 環境測定装置の取付箇所を 明示した図面・津波監視設 備 発電用原子炉施設の自然現 象等による損傷防止に関する 説明書			津波監視設備の差異であ り、柏崎刈羽7号機では対象 設備なし。
浸水防護施設		循環水系隔離システム（検 知器制御盤及び検知監視 盤）		自動隔離時間 発電用原子炉施設の溢水防 護に関する説明書		自動隔離時間 発電用原子炉施設の溢水防 護に関する説明書	差異なし。
浸水防護施設		循環水系隔離システム（漏 えい検知器）		自動隔離時間 発電用原子炉施設の溢水防 護に関する説明書		循環水系隔離システム	
浸水防護施設		循環水系隔離システム（循 環水泵ポンプ出入口弁及び後水 器水室出入口弁）		自動隔離時間 発電用原子炉施設の溢水防 護に関する説明書			
浸水防護施設		可接続手（循環水管伸縮絶 手）		接続手とのすき間 発電用原子炉施設の溢水防 護に関する説明書			設備構成の差異であり、柏 崎刈羽7号機では対象設備な し。
浸水防護施設	温度検知器（自動検知・遠 隔離隔離システム）	自動検知・遠隔隔離シス テム（温度検出器）	蒸気遮断弁自動隔離時間 発電用原子炉施設の溢水防 護に関する説明書	蒸気遮断弁自動隔離時間 発電用原子炉施設の溢水防 護に関する説明書			設備構成の差異であり、柏 崎刈羽7号機では対象設備な し。
浸水防護施設	蒸気遮断弁（自動検知・遠 隔離隔離システム）	自動検知・遠隔隔離シス テム（蒸気遮断弁）	蒸気遮断弁自動隔離時間 発電用原子炉施設の溢水防 護に関する説明書	蒸気遮断弁自動隔離時間 発電用原子炉施設の溢水防 護に関する説明書			設備構成の差異であり、柏 崎刈羽7号機では対象設備な し。
浸水防護施設	検知制御盤・検知監視盤 (自動検知・遠隔隔離シス テム)	自動検知・遠隔隔離シス テム（検知制御盤・監視盤）	蒸気遮断弁自動隔離時間 発電用原子炉施設の溢水防 護に関する説明書	蒸気遮断弁自動隔離時間 発電用原子炉施設の溢水防 護に関する説明書			設備構成の差異であり、柏 崎刈羽7号機では対象設備な し。
浸水防護施設	防護カバー	防護カバー	配管とのすき間 発電用原子炉施設の溢水防 護に関する説明書	配管とのすき間 設定根拠に関する説明書 (別添)			設備構成の差異であり、柏 崎刈羽7号機では対象設備な し。
浸水防護施設		原子炉建屋原子炉棟止水板 6-1	高さ 発電用原子炉施設の溢水防 護に関する説明書				設備構成の差異であり、柏 崎刈羽7号機では対象設備な し。
浸水防護施設		原子炉建屋原子炉棟止水板 6-2	高さ 発電用原子炉施設の溢水防 護に関する説明書				設備構成の差異であり、柏 崎刈羽7号機では対象設備な し。
浸水防護施設		原子炉建屋外側プローブア ウトパネル	設置枚数 開放差圧 安全設備及び重大事故等対 処設備が使用される条件の 下における健全性に関する 説明書	燃料取替床プローブアウトバ スル	設置枚数 開放差圧 安全設備及び重大事故等対 処設備が使用される条件の 下における健全性に関する 説明書		差異なし。

施設区分	申請対象設備機器名		明確にする必要がある仕様及び説明書		申請対象設備 機器名	明確にする必要がある 仕様及び説明書	差異理由
	玄海	東海第二	玄海	東海第二			
浸水防護施設					保護カバー(蒸気防護カバー)	一	柏崎刈羽7号機特有の設備であり、タービン建屋に設置する計器を防護するために設置。
					発電用原子炉施設の溢水防護に関する説明書		
浸水防護施設					タービン機械冷却海水系隔離システム	自動隔離時間	柏崎刈羽7号機特有の設備であり溢水量低減のため設置。
					発電用原子炉施設の溢水防護に関する説明書		
浸水防護施設					7号機地下水排水設備	容量 揚程 原動機出力 個数 検出範囲	柏崎刈羽7号機では、7号機地下水排水設備を技術基準規範の2台の主蒸気系の溢水防護施設に位置付けており、地下水の水位上昇を抑制する機能に必要な仕様であるため記載。
						設定根拠に関する説明書(別添)	
浸水防護施設					主蒸気系トンネル室プローアウトバネル	設置枚数 開放差圧	柏崎刈羽原子力発電所7号機特有の設備であり、MSトンネル室のプローアウトバネルについても設計上の考慮が必要であるため記載。
緊急時対策所	酸素濃度計	酸素濃度計(東海、東海第二発電所共用)	個数	個数	酸素濃度計(6,7号機共用)	個数	柏崎刈羽7号機は玄海と同じ。 個数については、緊急時対策所の機能に関する説明書に記載し、機能については、緊急時対策所の居住性に関する説明書に記載している。
			緊急時対策所の機能に関する説明書 緊急時対策所の居住性に関する説明書	緊急時対策所の機能に関する説明書		緊急時対策所の機能に関する説明書 緊急時対策所の居住性に関する説明書	
緊急時対策所	二酸化炭素濃度計	二酸化炭素濃度計(東海、東海第二発電所共用)	個数	個数	二酸化炭素濃度計(6,7号機共用)	個数	柏崎刈羽7号機は玄海と同じ。 個数については、緊急時対策所の機能に関する説明書に記載し、機能については、緊急時対策所の居住性に関する説明書に記載している。
			緊急時対策所の機能に関する説明書 緊急時対策所の居住性に関する説明書	緊急時対策所の機能に関する説明書		緊急時対策所の機能に関する説明書 緊急時対策所の居住性に関する説明書	
緊急時対策所					5号機原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部)二酸化炭素吸収装置(6,7号機共用)	個数	柏崎刈羽7号機特有の設備であり、5号機原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部・高気密室)の居住性確保に必要な特有の設備であるため記載。
						緊急時対策所の居住性に関する説明書	
緊急時対策所		緊急対策所用差圧計(東海、東海第二発電所共用)(計測制御系統施設に記載。記載内容比較のため軒記。)	個数 計測範囲	5号機原子炉建屋内緊急時対策所用差圧計(6,7号機共用)	個数 計測範囲	設備構成は差なし。 個数については、緊急時対策所の機能に関する説明書に記載し、機能については、緊急時対策所の居住性に関する説明書に記載。(東海第二は計測制御系統施設として整理しているが、柏崎刈羽7号機は緊急時対策所として記載。)	
			緊急時対策所の居住性に関する説明書			緊急時対策所の機能に関する説明書 緊急時対策所の居住性に関する説明書	

(注) 明確にする必要がある仕様のうち、基本設計方針に記載していない仕様